

第一章 大正デモクラシーの残照

1 廃墟のなから

「大正十二年九月一日、夜来の大雨はにわかにも止めるも暗雲なお深くとざして、勁風止まず、しかも溽熱の感強く不快禁ずるあたわず。午前十一時五十八分四十四秒、大地突如として震動す。」（『横浜復興誌』）あの関東大震災はこうしてはじまった。

その阿鼻叫喚のありさまを別の記録によって、現代風に書き直してみると――

「時刻はまさに正午になろうとし、早いものはもう食卓に就いたころあいでもあったろうか。この瞬間、突にこの一瞬であった。あたかも遠雷をきくような、一身に感応する異様な地鳴りを覚えたと思うまもなく、突如として、強烈な上下動の大震が起こったのである。さしも建築の堅牢をもってきこえ、これまで地震感のきわめて微弱であったわが神奈川県庁庁舎ですら、動搖激甚、床上をはうことさえできず、大海の風浪にさらされる枯小舟というもおろか、四方の壁はがたつき、天井は鳴り、室内の書架、文書箱は前後左右に倒乱し、はいつくばってもなお、一身の安定を保つことができないありさま。一瞬にして天地鳴動し、隣接した警察部所屬の衛生試験室、横浜税関、横浜郵便局、中央電話局、英、米、露各国の領事館等は倒壊し、もうもうたる砂

煙が四方にわきあがって、ほとんど一メートルさきの見わけもつかない。ようやく窓を押しあけて街頭を見おろすと、倒壊家屋は街路をふさぎ、電柱は倒れ、樹木は折れくたかれ、負傷者は鮮血にまみれて泣きうめき、死者は算を乱して地上に横たわり、右往左往逃げまどう民衆の叫び声が、いたるところに響がって、たちまち横浜全市の壊滅が感じられた。」(神奈川県警察部編『大正大震災』による)

それから時は流れて五十有余年。またもや『終末論』や『大予言』、超能力がもてはやされ、「日本沈没」が大ヒットして、時代の転換がいわれる昨今だが、大震災はあまりにも惨たる現実であった。東京、神奈川、千葉、埼玉、山梨、静岡、茨城の一府(東京の行政区画は当時東京府と称された)六県にわたって、被災者は実に三百四十万人余。わが横浜市の場合、当時の人口四十四万人あまりのうち、死亡約二万、負傷者を合わせ被災者合計三万余人。住宅にいたっては、総戸数約十万户のうち、全焼六万余、全壊、半壊を合わせた被災戸数は九万五千戸近くに達し、原形を止めたものわずか約五千戸。文字どおり、一望の焼野が原と化したのであった。

それは、やがて『大正デモクラシー』の息絶えんとする、昭和二ヶタ世代への前兆でもあったろうか。事実、終戦の年昭和二十年、横浜はB29の大空襲によって、再び荒涼たる焦土と帰したのであるが……。

横浜国立大学経済・経営両学部的前身、横浜高等商業学校は、大正十三年(一九二四年)四月、第一回生を迎え入れ、この大震災の廃墟のなかから誕生した。英語名を Yokohama Commercial College、そのイニシャルYCCが学校の記章であり、シンボル・マークともなった。

しかし、文字どおりゼロから出発しなければならない。そこで、さいしょの一年間は、弘明寺にある横浜高等工業学校(いまの横浜国大工学部)の校舎を借りて、授業がスタートした。

「当時の横浜市は本牧、磯子方面の一部を除き、街はほとんど見る影もない廃墟と化し、ここかしこにはまだ焼け残りの家屋の残骸が点在して、これらを取り除くと、ときどき人間の黒焼きが出てきたものである。家屋の密集した大都市の風格はどこにもなく、焼野が原にバラック建ての家が散在していたにすぎない。現在、下宿難の声をほうぼうにきくが、当時にくらべれば比較にならないと思う。下宿屋はほとんどなく、普通の民家に頼みこんで無理に下宿させてもらったもので、下宿さえできれば広い狭いは問題でなかった。入学当初は、高等工業から二、三丁はなれた某家に仮の宿を求めたが、八畳と四畳半の二室に、高商生四人、高工生二人が雑居していた。それでもわれわれは、ありがたいと感謝していたことを記憶している。」第一回生のW・Tは、後日このように追想している(『横浜高等商業学校二十年史』、高商第一回生・若原竹次「回想」より)。

YCC・横浜高等商業学校はじつは、一年あとの大正十四年(一九二五年)に開校の予定であった。第一次世界大戦(一九一四年～一八年)後の国威伸長期における政府の文教政策のなかで、そのように計画されていたのである。一九一四年(大正三年)七月、第一次大戦が勃発するや、わが国は翌八月、イギリス、フランスの連合軍側に立って参戦したが、ヨーロッパ諸国が、近代兵器による有史以来の大規模な殺りく戦によって、惨たんたる被害を受けたのに対して、日本はアメリカとならんで、最少の軍事負担で最大の獲物を手に入れることとなった。軍事行動としては、ドイツが租借していた中国・山東省の青島に出兵して、これを占領しただけのことで、中国政府にいわゆる二十一箇条の要求を突きつけ、これを受諾させ、満蒙ならびに山東省の權益を独占しようとはかった。また、アメリカとともにほとんど戦局外に立って、戦争により激増する軍需品の供給者となったこと、および、ヨーロッパ諸国のアジアにおける市場支配力の低下に乗じて、中国や東南アジアに対する日本商品の輸出を伸長しえたことによって、貿易は大幅な輸出超過に転じ、経済界は未曾有の好景氣を謳歌した。一攫千金の大

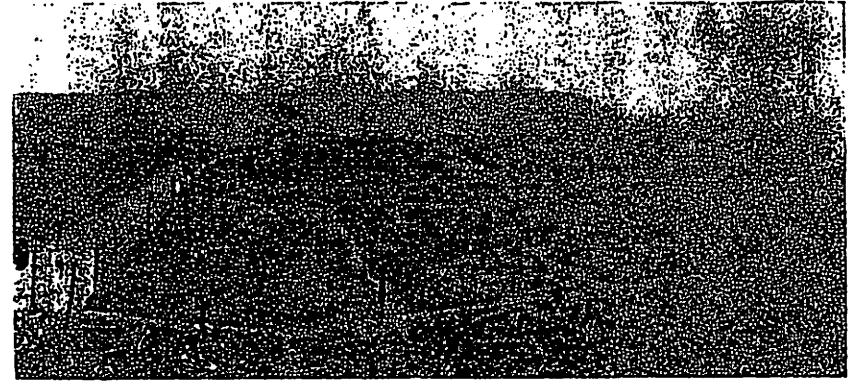


大震災直後

年九月、大震災の衝撃を受けたのである。

「震災でやられたとはきいていたが、あのうちにひどいとは思わなかった。雨露をしのぐ軒すらない。(焼け跡には)いずれも『プロパティ・オブ・○○○○』と板を立ててある。さびてエナメルのはげたバス・タブがごろごろしている。自動車も残骸があるのみ。そのあいだを道って、昔時の美しくあったであろう建物を想像のみして歩いた。……かかるすべてが期待に反したなかで、汽船だけは例外だった。驚くような大きな船を見て、何となくうれしくなった。自分の物でもなければ、横浜にいたということが誇らしくなった。港がいちばん気に入って、たびたびYCCの帽子をかぶって出かけたのが忘れられない。」それから一年半たった大正十四年(一九二五年)春、長野県の中村から横浜高商に入学してきた第二回生のI・Tは、新しい制服制帽の喜びもそぞろに、外人居住者の多かった関外の方まで歩いた印象を、『横浜高商学報』紙上でこのようにいつづっている。

だが、横浜の復興は予想よりも早かった。横浜経済界の中心であった生糸・絹織物貿易業の関係者は、震災後の一時、神戸にその事業を移すことを余儀なくされたが、それだけに横浜をもとの姿に復興し、諸経済施設を整備して、わが国第一の貿易港たる面目を回復すべく努



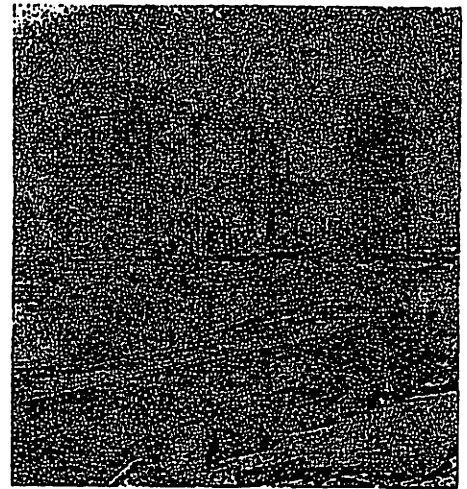
の横浜市街

金持ちが続出し、『成り金の冒険』がこれから流行することとなる。

鉾工業の生産は、大戦の前後でおよそ四倍に増加し、その間、生産の大規模化と資本の集中が急速に進んで、やがて昭和二年(一九二七年)の金融恐慌にかけ、三井、三菱、住友、第一、安田の『ビッグ・ファイブ』による銀行資本の産業支配体制が確立、いわゆる独占資本・金融寡頭制の段階に発展しつつあったのである。

こうした日本経済の発展は、企業や官公庁の管理者要員の供給源としての、高等専門学校の増設を要求した。このため政府は、寺内内閣(大正五～七年)の岡田良平文相時代から、高等教育拡充の意図を抱き、つづく原内閣(大正七～十年)にいたって、時の文部大臣中橋徳五郎は大正八年度から同十三年度にいたる六カ年間に、高等学校八校を二十五校に、高等工業八校を十八校に、高等商業五校を十二校に、高等農林五校を十校に、外語学校一校を二校に増設する計画を立て、議会の可決を得たのである。

この計画にもとづいて、それまでひとつの高等専門学校もなかった横浜に、まず大正九年、横浜高工が設立され、高商は同十三年度に設置、翌十四年開校の予定とされた。東京、神戸、長崎、山口、小樽の既設五高商につづくものであった。この計画の進行途上に、大正十二



崩壊した税関監視所

力を傾注し、神奈川県、横浜市当局もまた、政府の支援を得て、復興事業を鋭意進捗させた。このような官民挙げての熱意が、横浜高商の創立をもって横浜復興のさきがけたらしめようとするところに、集中したのである。

このようにして、震災の年の十二月十日に、はやくも勅令第五百一号をもって文部省直轄学校官制を改正、横浜高等商業学校が加えられ、大正十四年開校の既定計画が一年くり上げられて、十三年開校のはこびとなった。そして、この一年くり上げの結果、高商の第一回生には、横浜高工の校舎でさいしょの一年間を仮住まい、という運命が待っ

ていたのである。なお、正式にいうと、文部省直轄学校官制が改正された大正十二年（一九三三年）十二月十日が横浜高商の創立の日であるが、第一回生を迎え入れた翌大正十三年（一九二四年）四月をもって、学園の事実上の出発点とすれば、高商の後身・横浜国立大学が保土ヶ谷新キャンパスに移転した昭和四十九年（一九七四年）の三月が、ちょうど満五十年にあたる。

2 間借り人は辛い

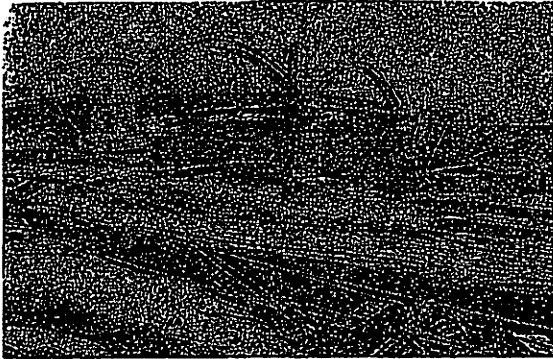
前記のように、YCC・横浜高商は大正十三年四月開校したというものの、その後一年間は、横浜高等工業

学校の一隅を借りての仮住まいであった。横浜における高等専門学校のいちばんの先輩として、大正九年（一九二〇年）弘明寺の一角に設立された横浜高工も、大震災でその建物や設備の大半を焼失し、同十三年三月上旬にやっと、木造バラック八棟の仮校舎ができたばかりだった。

高商のほうはいえ、この年三月下旬に行なわれた入学試験で、志願者千二十八名の多数のなかから、百三十五名の第一回生が選抜され、全国津々浦々から横浜に集まってきたが、かれらは、高工の仮校舎のうちの一棟を仮教室として、正確にいうならば、仮住まいのまた借り住まい、ということになったわけだ。

これに先き立ち、前記のように、横浜高商の設立は大正十二年十二月勅令第五百一号で公布され、同月十八日には、初代校長として長崎高等商業学校長の田尻常雄が発令を受け、つづいて、下田礼佐教授、斎藤照之助、武石弥彦両書記も任命されて、東京丸の内台湾銀行内に創設事務所が設けられ、ともかく第一回の入学試験にまでこぎつけたのだった。しかし、高商本館の『白堊の殿堂』が南太田町富士見台（いまの南区滑水ヶ丘、通称富士見ヶ丘）に着工されたのは、ようやく大正十三年六月のことであり、その完成は、同十五年三月まで待たなければならなかったのである。

高工内の仮校舎は、板切れ一枚に「横浜高等商業学校」の看板を掲げただけの、本当のバラック。窓越しには焼野が原のなかを、弘明寺から長者町のほうまで走る市電の往復が、遠くまで見わたせる殺風景



崩壊した豊国橋



高工内仮校舎入口

のちに記すように、高商の田尻常雄初代校長も、鈴木煙洲校長にまさることも劣らぬ名校長だったが、いつの世にも所詮、間借り人は辛い、ということかもしれない。やがて高商が南太田・清水ヶ丘に本拠をかまえ、ハマの名物となった対高工野球定期戦が開始されるや、清水ヶ丘周辺の人たちはあけて高商びいきとなり、弘明寺界わいの人たちと文字通り横浜市民を二分して、熱狂するようになる。当時の地方都市における高等専門学

さだった。とはいっても、大家さんの高工自身が被災直後の不自由な仮住まいのなかで、暖かい援助の手を差しのべてくれたのだから、ぜいたくはいえない。当時の教職員、学生みんなが、感謝の気持ちを抱いた。後日、片や高商は横浜国立大学の経済学部として、また、高工はその工学部として、同じカマのめしを食うにいたる因縁は、案外このへんからつちかわれていたのかもしれない。

一年間をこの仮校舎で過ごした高商第一回卒業生のI・Kは、往時をつぎのように回想する――

「弘明寺付近の下宿屋は、どこへ行っても高工生と込みだったが、いま考えても、先輩の高工生が、案外気持ちよく面倒をみてくれたと思う。当時高工の鈴木（達治、煙洲と号す）校長は、高工生に人気があったが、こうした学生の日常生活にまで、新設借家人の僕たち（高商）学生に対する暖かい大家の思いやりが浸透していたことは、さすがだと思い、今もって心のぬくもりを感じてうれしい。」（『富丘金報』第二十号、高商第一回生・声沢一吉「在学時代の思い出」より）

しかし、バラックの冬は寒かった。春のうちは、新しい金ボタン制服の誇らしさと、たまさかの休講に何かトクをしたようなうれしさで、あちこち歩きまわり、「裏山をこえて、よく岡村の天神あたりへ散策に出かけたものだ。弘明寺観音の裏山から南太田の（高商の）敷地まで、帰途にはよくまわったものもある。」（I・C・H生「横浜高商学報」第二十号）

「こうして最初の夏休みがきて、九月、十月、秋が静かにたけて行った。そして、とうとう冬がやってきた。チラチラふる雪に、板壁一重、ガラス戸一枚の向うから、冬はホトホトと扉を打った。ストーブはしきりと燃えたつけれども、襲いかかる寒さは、室のすみずみからシリシリと身にせまった。オーバーをしっかりと巻きつけても、足の先から凍っていく感じがする。あちからもこちからも、指を机にうちつける音がする。たそがれ

てまでも雪のあかりにホノ明るい、室の中で、ルッソー（の本）にかじりついていたものもあった。こうして、（南太田の）山へいく春が近づいてくるのであった。」（同）

「これは、いまだからいえるんだがネ……」と語るのは、高商一回生中のリーダー格のひとりで、卒業後ながら同窓会会長もやったK・Yである。「大家さんじゃ悪いんだが、教室があんまり寒いんで、床板をはいだり、空いている机をこわして、ダルマ・ストーブにくべるようなことまで、実はやったんだよ。」

こんなことでよく追いついてくわなかったものだが、案外そんなはずら大家さんのほうが先刻ご承知だったかもしれない。そう寛容に出られれば出られたで、また、間借り人はコンプレックスを覚えた。「当時の高工と弘明寺界わいの空気は、何といても鈴木（達治）さんが名校長であり、弘明寺周辺の街の人たちからも愛されていたことや、高工学生に人気がありすぎたことも、後輩の僕たち高商生に若干のひけ目を感じさせ、一日も早く仮校舎からの開放感を求めたのは無理なかった」（前記I・K生の回想）ということになる。

校の存在とその学生たちは、地域住民の尊敬のまゝであると同時に、いわばアイドルであり、コミュニティとの一体感にあふれていたのである。

3 学友会の誕生

——若さあふれる学園——

何かと不自由な間借り人の条件下で、高商第一回生たちは、入学早々から、スポーツ、文化両面で各種の学生組織づくりに取り組んでいった。「高工の学生は、ときおり隣堂で音楽会などを催して、さかんに女学生の人気をあつめたが、自分らの校舎を持たぬわれわれには、その武器もなくうらやましかった。」第一回生 M・S は、のちにこのように述懐しているが、かれらのうちに燃えたぎる青春の血は、悪条件のなかで、かえって学生組織の創設を促進したのかもしれない。

何しろさいしよは、一年生百三十五人しかいないのだから、何をやるにしても人数が足りない。前記の M・S は、講演部の創設者になったが、同時に、柔道部と野球部の選手もかけもち、のちには、応援団の副団長から学生能会の会長まで引き受けて、八面六臂の活躍ぶりだった。

学校も新発足なら、教職員も学生も若く、師弟のふれあいも心がこもっていた。「生徒の数は少なかったが、それだけに親密の度も深かった。田尻校長は学校の家族主義をもつてのぞまれ、勉強をやるにも運動をやるにも教職員、生徒一丸となって、ともに進んだ。(中略)(だが)学友会の会則もできて事業を始めようとしたけれども、なかなか手がつけれぬ。雑誌の発行所もできず、音楽部にしても、(練習を)行なうに場所なく、運

動に関する部では運動場がない。わずかに他の場所を借りて庭球、野球をやった。庭球のなかに含まれていた卓球も、まにあわせの卓球台でやった。他のすべての部の活動は、開校第二年、富士見ヶ丘に登ってからはじまったのである。」

開校の当初から戦時中まで、長く数学を教えた故小幡孫二教授は、かつて、このように往時をしのんでいた『横浜高等商業学校二十年史』、小幡孫二教授「回想」より。

はじめにできたのは野球部だった。中学時代野球の経験があるものは、わずかに二、三名。とにかくキャッチ・ボールのできるものをかり集めたインスタント・チームではあったが、ナインの頭数だけはそろった。だが、高工も、自分の学生で手いっぱい、運動場まではなかなか貸してくれない。そこで、毎日バットやグローブをかついで、弘明寺の仮住まいからテクテク歩き、富士見ヶ丘まで登って練習することにした。高商本拠の工事進捗状況を、まのあたりにしながらの楽しさもある。だが、「野球とは名ばかり、打って走って、拾って楽しむというくらいのもので、まるで玉ころがしの遊びみたいなものであった。トンネルでもしようものなら、広っぱの草の中を、ファウルでもしようものなら、土手下のやぶの中を九人できがすのにひと苦勞という、本当に草ベースそのものでした。」と、野球部創設の中心になった一回生 T・K (のち改姓して F・K) は記している(横浜野球クラブ編『横浜高工・横浜高商定期野球戦』より)。

田尻校長とともに長崎高商から横浜の創設に赴任した武石弥彦書記は、この T・K の実兄だった。この人が、大正十一、十二年ごろ、長崎高商に在職して同校の黄金時代を築いた野球部監督であり、横浜でも、学生だった実弟とのコンビで野球部をつくり上げるや、監督に就任、やがてその野球部が、高工との定期戦では対等に勝負し、全国高等専門学校大会にも覇をとる、強豪チームに育っていったのである。

野球部につづいて柔・剣道その他の運動部、講演部などの各種文化部が発足、大正十四年春、仮住まいを引き揚げるころには、総務、雑誌、語学、講演、音楽、庭球、野球、競技、蹴球、剣道、柔道の十一部から成る学友会組織ができあがっていたのだから、一回生の奮闘はもちろん、学校当局も大車輪の努力だったことが、うかがわれる。

学友会の会長は田尻校長、副会長は古館市太郎教授、各部の部長、副部長も、教官のなかから会長によって任命され、学生側からは、まず学生間で互選した委員を会長が任命し、さらに各部の委員が推せんした幹事（学生側のリーダー）を、これも会長が任命するという組織。戦後の学生自治組織とは、もちろん大へんな違いだ。あとで記されるように、当時の知識人の多くはなお大正デモクラシーの残照にひたっていたとはいえ、大震災の年、大正十二年の六月には共産党の第一次検挙が行なわれ、大震災の直後には、いわゆる『流言蜚語』による朝鮮人の大虐殺、また、大杉栄ら無政府主義者が殺害されるという血なまぐさい事件が起こった。つづいて大正十四年三月には治安維持法が成立、文部省当局は学生の自治組織抑圧に乗り出し、学生の『赤化』防止、『思想指導』の姿勢を強めていった時代であった。そうした時代と体制のワク組みのなかにあつては、学友会の組織も、これ以外の途はあり得なかったであろう。また、生まれたばかりの学校で、全国各地から集まった最初の学生たちが未経験なキャンパス・ライフの設計を仕上げていくためには、實際上、教師や事務官たちの指導とアドバイスが欠くべからざるものでもあった。

前記のように、野球部づくりは、学校当局教務課の事務官が事実上の『生みの親』であつたし、初代野球部長には、三高時代名キャッチャーとうたわれた青年教官・不二門竜綱教授（法学通論、民法担当）が就任して、指導に当たったのであった。そして、講演部の副部長として指導に当たった内山進教授（商工心理学担当）は、学生側の講演部幹事だった一回生M・Sの心に、終生忘るべからざる刻印を残したのである。

話は一氣に一年ほど先へ進むが、横浜高商の本館・白壁の殿堂が完成した大正十五年には、十月に開校記念祭が盛大にとり行なわれ、その行事の一環として講演部では、神奈川県下と静岡、さらに名古屋、彦根方面へ、巡回講演に出かけた。部員の学生弁士数人が一般市民の聴衆を相手に、内外の経済、外交問題などを論じ来たり論じ去るわけだが、その後高商名物のひとつとなった巡回講演は、実にこのときにはじまったのである。戦後、昭和二十年代のおわりごろ、横浜国立大学の自治会は原爆実験反対、平和運動などで、学生の帰郷運動を提唱するのであるが、その原型は、この巡回講演のなかに見いだすことができるだろう。

高商講演部弁士の一行が、神奈川県下の横須賀、鎌倉から、さらに沼津を回って静岡に着いた晩は、あいにくの雨であった。一行の顧問格の前記内山教授や、リーダーの前記M・S、それに、後年ジャーナリズムに投じ大新聞の論説委員となる二回生A・Tら学生数人が、講演会場の控室に陣どっていたが、定刻になっても、聴衆はサッパリ集まらない。「あーア、いやな雨だな」、だれかがつぶやく。みんなが顔を見合はせたとたん、「今夜の演説、ぼくはやめだ。」たまりかねたようにリーダーのM・Sがいい出した。すると、それまでじっと皆の様子を見ていた内山教授が、すっとイスから立ち上がり、「M君、ちょっと」といって、かれを別室に連れ出した。

「M君、君もまだ若いから、さっきのようなことをいう気持ちはなくなったんだろうが、君だって将来実業界に出て、やがては人の上に立つ身だ。そういう立場になったとき、ちょっとしたショックで、やめた、などということというもんじゃないよ。これは、ぼくが君に教えるセミナーだ。」こういってこんこんと説いた内山教授の

言葉は、M・Sの胸を痛いほどに打った。

「それからあと、人の上に立ったとき、どんな苦境に会っても絶対に弱味を見せちゃいけない、というのがぼくの信念になった。もう学問の勉強より何より、内山先生のこの一言が、いちばん多くの人生に役に立ったよ。」後年、M・Sはこのように述懐している。

震災の廃墟のなかから立ち上がった新しい学園で、若い学生たち、そして、学生といくらも年齢のちがわない、血気さかんな少壮教官、事務職員たちが、お互いに助け合い、時にはぶつかり合いながら、時の体制の許すぎりぎりいっぱいのところまで、あとに記すようにたまにはそのワクを突き破ってまで、自由な学園、自由なキャンパス・ライフを築き上げていった。

田尻校長自身が四十七歳の壮年期であった。創学さいしょの年の教官の顔ぶれと担当学科目は、別に記したとおりだが、田尻校長と東京高商（いまの一橋大学）で同級生の古館市太郎教授（簿記、会計担当）が、大倉商業で長らく教鞭をとった経験を持つ長老格で、ほかに教職の経験者は、田尻校長といっしょに長崎高商の教壇から横浜にきた、経済地理の下田礼佐教授、また、国語・漢文担当の栗林信朗教授、英語の河村重治郎教授、フランス語の時田清教授、数学の小幡孫二助教授、体操の下津屋俊夫助教授ぐらい。法律の不二門電観、経済原論・経済史の徳増栄太郎の両教授は、文部省在外研究員としてのヨーロッパ留学から帰ったばかり、渡辺輝一（商業英語・交通語）、井上龜三（経済原論）、横山秀（商品学）の三講師は、大学を卒業したばかりの青年教官だった。

学生のなかには、中等学校を出てから一年志願の兵役をおえてきたり、いちど会社勤めをしてからまた進学してきたりで、若い講師たちより年上のもものザラにいた。師弟というよりは友人関係に近いコミュニケーションが生まれていったのも、自然であつたらう。

こうしているうちにも、富士見ヶ丘での新校舎建設工事は、つち音高く進められていた。

4 人生意気に感じては……

——創設期の行政スタッフ——

大正十二年十二月、長崎高商校長から横浜高商校長に任じられた田尻常雄は、急遽赴任のため上京の車中にあつた。京浜地方に近づくにつれて、大震災の傷あととはなまなましく目に突きささつた。折しも列車は横浜にさしかかる。急造のバラックが立ちならび、人びとは跡かたづけにいそんでいる様子であつたが、いたるところ、累々たる瓦れきの山、引きさかれた樹木には電線が引かかたままのところもあり、焼跡の土は強風に舞いあがった。

車窓からは、横浜高商の礎石が打ち込まれるべき南太田の丘は見るべくもなかったが、この丘陵のつらなる西南方のあたり、と田尻はきかされている。それにしても、この惨禍は、絶対に再びくり返してはならない。このとき、田尻の胸に、ある決意がみなぎつたのである。

この決意を貫くためにも、一日も早く創学の事務局体制を固めねばならない。「それには、あれとあれにも来てもらわねば……」田尻は、事務局に引っこ抜くべき人たちの顔を思い浮かべながら、東京に着いた。

大震災で文部省も焼失していた。丸の内の台湾銀行の二、三階が臨時文部省にあてられ、そのなかの二〇平方メートル（六坪）ほどの狭い一室が、横浜高商の創設事務所だった。しかも、同年度に創設される高松高等商業、長岡高等工業、岐阜高等農林の各学校との共同事務所で、お互い机をならべるだけがせいじのありさま。

こんな条件下で、田尻横浜高商校長は持ちまへの行動力を発揮し、翌十三年のはじめには、前任地の長崎高商から下田礼佐教授と武石弥彦書記を引っこ抜き、さらにこれと前後して、田尻の長崎時代からかねてその敏腕ぶりを注目していた、長崎医科大学会計主任斎藤照之助を口説き落として、横浜の会計主任にもらい受けることに成功した。

「いまの常職からいって、大学の会計主任から専門学校の、しかも新設のまだ形もない学校の会計主任に転じたことは、口説き落した田尻先生の偉大さもあることながら、それを承諾した斎藤さんの偉さもまた、畏敬に価するものがある。斎藤さんは、(そのとき)すでに東京帝国大学航空研究所の創設事務を成し遂げ、ついで長崎医学専門学校の創設事務を行ない、引きつづき大学への昇格を実現している人であった。無から有を生み出す創設の仕事は、まさにいばらの道であるが、男子の生きがいといえよう。満三十六歳の働きざかりの斎藤さんは、田尻先生の『日本一の高商』作りの心意気にはれて、あえて、いばらの道に踏み込んだのであった。」これらの人たちにひと足おくれで、昭和二年から横浜高商に勤務し、その後、あとに述べる矢島照の後任庶務主任となり、戦後、高商の大学昇格後も会計課長を勤めた高林義雄は、このように回想している(『富丘金報』第二十五号、高林義雄「双璧」より)。「人生意気に感ずる」を行動の基準とした、明治生まれの気骨が生きていた時代であった。

大正十三年三月はじめの某日、田尻校長は文部省の秘書課長に会うべく、秘書課の事務室にいた。秘書課長には先客があった。課長席横のソファにすわって、「今月下旬には、第一回の入学試験をやらねばならん、庶務主任の人材を一日も早く見つけないと、とてもやりきれんなあ……」と思いながら、課長席での先客のやりとりを耳にしていた田尻は、その折衝ぶりの見事さに一驚した。

「ところで、さっきの人はどなたですか。」課長との用件を早々に切り上げた田尻は、単刀直入にきいてみた。

「あ、あれは松江高等学校庶務主任の矢島照君、事務的手腕では文部省でも定評のある人ですよ。」田尻の胸のうちを見すかしたように、秘書課長の答えがハネ返ってきた。田尻のハラは決まった。それから、田尻校長一流の押しの一手、しかも迅速果敢にことをはこび、三月十一日には、矢島照を横浜高商の庶務主任に発令するところまでこぎつけたのである。矢島は、時に三十五歳の壮年期だった。

教務主任には、田尻と東京高商の同級生で気心の知れた、古館市太郎教授をすえ、武石弥彦書記はその下で教務担当とし、図書主任には下田礼佐教授がなり、会計主任の前記斎藤照之助書記を加えて、ここに、横浜高商創設期の行政スタッフが勢ぞろいした。

そこで田尻校長が一同に打ち明けたかねてからの決意は、当時としては破天荒にちかいものであった。大震災の教訓に学んで、文部省の予算を根本的に変更させ、横浜高商の本館を、鉄筋コンクリートの耐震耐火構造にしたい、というのである。

5 白聖の殿堂へのみち

5 白聖の殿堂へのみち

文部省の予算では、当時の新設学校の校舎は、ごく一部の特殊建物を除いて、全部、木造建築になっていた。横浜高商もその例外ではなく、延べ六千二百平方メートル(千八百七十九坪)のうち、鉄筋コンクリートの部分は延べ百平方メートルと、全体の二割に足らず、残り九八割以上は木造建築だった。しかも、学校に限らず政府の施設は、予算書の付属明細書に記された内容にもとづいて実施されるのが原則であり、その内容に根本的変更を加えることは、まず不可能、というのが常識だったのである。この常識は、今日でもそれほど大きくはかわって



当時の田尻校長

だが、かんじんの本館工事は、大正十三年も押しつまった十二月十五日に指名競争入札の結果、竹中組（いまの竹中建設）の勝負いで着工、その落成は、第一回生が三学年に進級しようとする、大正十五年三月のことになる。

だから、第一回生たちは、大正十四年の四月新学期、つまり二学年からは、高工の仮校舎を解放されてあこがれの富士見ヶ丘に移ってきたというものの、三月に竣工したばかりの生徒控所、



本館基礎工事進む

いない。まして「政府の命令は朕の命令」とされた、いわゆる「天皇制官僚制度」はなやかなりし時代に、このカベにチャレンジするのは、むこう見ずもいいところだった。しかし、田尻校長はあえてそれをやるうというのだ。いや、大震災による破壊の直後であればこそ、横浜百年の計から見ても、また、横浜の国際港たる地位から考えて、鉄筋コンクリートによる堅牢、毅然たる学びのやかたを建設しなければならぬ、と主張してやまないのであった。創学スタッフの人たちも、かれの決意に動かされた。

それからというもの、照る日もくもる日も、田尻校長と斎藤會計主任の、文部省に日参する姿が見うけられた。たちまち、二、三カ月が過ぎた。斎藤會計主任を従え、大尺豊かな、堂々たる体をゆすって入ってくる田尻校長を見て、文部省の担当課の役人たちは、さしいよのあいだ、「アッ、また横浜がきた」といってへきえきしたものだ。しかし、「天皇制官僚」のなかにも、

「ちがいのわかる男」がいた。それがだれであったかは、もはや知るよしもないが、「横浜のいまの環境からみて、田尻のいうのが至当だ。」といういい出した文部省当局者がいたのである。

こうして、学舎建築問題は、寄宿舎、生徒集会所など、急を要しない建物の建築を少し延ばして、鉄筋コンクリートの本館建築費をひねり出すという名案が浮かび、ようやく文部省との話し合いがついた。この間、田尻校長、斎藤會計主任らの労苦はなみ大いなものではなかったが、それはついにむくいられたのである。当時、文

部省のいわゆる直轄学校で、本館を鉄筋コンクリート建てとしたのは、横浜高商をもってはじめとしている。

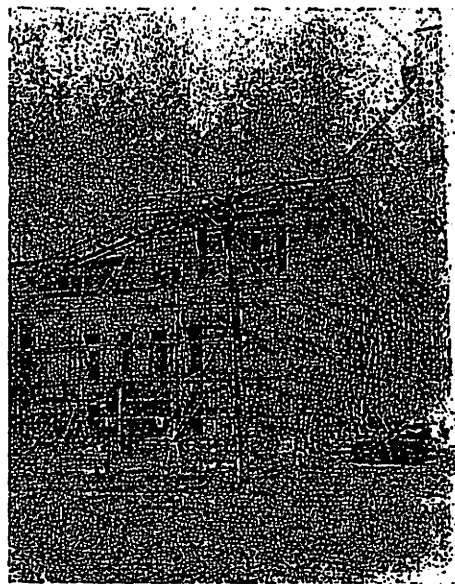
しかし、これによって、建築工事の着手が大幅におくれたのは、やむをえないことだった。根本的な設計変更であり、また、直轄学校はじめての鉄筋コンクリート建築であったため、担当の文部大臣官房建築課も細密な準備を必要とし、富士見ヶ丘の敷地に物置き一棟の建築がはじまったのが、ようやく大

正十三年も六月半ばすぎ。それが八月十日に完成して、そこに文部省建築課横浜出張所の看板が掲げられ、工事

着手の態勢が整った。こうして、同年十一月に生徒控所、柔剣道場、銃器庫が着工され、翌十四年三月に竣工し



「信頼の人となれ」の書



本館完成近し

柔剣道場などの内部をいくつかに仕切り、羽目板を張った臨時教室で、なお一年あまりも授業を受けなければならなかった。この年、千四百十三名の志望者のなかから合格して入学してきた、百五十四名の第二回生も同様だった。

「後日白聖の殿堂と誇った校舎も、当時はなお基礎工事中で、クレーンの上下する雑音に悩まされたものである。教室はのちの生徒控所で、三つに区切られた板壁から、隣室の講義がきこえるばかりか、叱られている生徒の名前までわかる。

『あいつやられている』と、となりのことばかりが気にかかって、かんじんの講義がおろそかになることも、たびたびあった。」「二回生の故A・Sは、かつてこのように追想していた。

しかし、白聖の殿堂はやがて完成し、鉄筋コンクリート三階建て、延べ坪千八百十八・九八坪（三千六百九十三平方メートル）の威容を富士見合上にあらわした。眼下に横浜の街なみと横浜港を臨み、遠く背後には富士の靈峰を背負ったその姿は、のちのちの日まで、そこに学んだ幾千の若ものたちの胸に、消えることのないイメージを刻みつけたのである。

その出現は、田尻校長の決断と果敢な実行力、仮住まいにつく仮住まいを忍んだ教職員や一回生、二回生の勞苦なしには、ありえないものであった。そして、横浜大空襲という太平洋戦争の試練をくぐってなお生きつづけた、この本館の存在が、戦後、大学への昇格にさいして有力な物質的基盤となったのである。

6 大正デモクラシー

夕焼け小焼けの 赤とんぼ

負われて見たのは いつの日か……

うたう声はしだいに細く、かすれていったが、うたいおえた安らぎに包まれたかのように、横浜国大名譽教授下津屋俊夫は、ねむるがごとく息を引き取った。同夫人がテープに取ったそのうた声に、高商第十八回卒業生のA・Hは、ほおをつたわる涙をぬぐうのも忘れて、ぼう然ときき入った。昭和四十七年八月一日、胃ガンで入院していた東京・大森のいすゞ自動車病院の一室で、この恩師の生涯は閉じられた。七十六歳であった。

大正十三年、横浜商の創立とともに体育の教官として着任、国立大学に昇格後も教授として、昭和三十六年の定年退官まで、三十八年間の長きにわたり、富士見ヶ丘に学ぶ若ものたちを教えてきた下津屋教授は、横浜高商―国大の歴史とともに生きた老師たちのひとりであった。

その老師が、臨終に口ずさんだのが、あの『赤とんぼ』のうた。それは、明治末期に世に出で主として大正期に活躍した詩人、三木露風の作になるもの。大正七年、鈴木三重吉が雑誌『赤い鳥』を創刊して児童文学運動を展開するや、露風は、北原白秋、西条八十らとともにこれに加わり、これによって、童謡運動は童謡創作とともにさかんになり、やがて、大人も童謡をうたう時代を現出した。大正末期から昭和にかけてうたわれた童謡は、ほとんどこの時代の作である。『赤とんぼ』のうたも、大正時代の思想、文化の土壤にはぐくまれて生まれ出た

ものであった。露風はまた、

ふるさとの 小野の木立に

笛の音の うるむ月夜や

おとめ子は 熱きところに

そをばきき 涙ながしき

十年へぬ 同じところに

君泣くや 母となりても

ともうたった。やがて軍靴の音高まりいく昭和十二年、このうたは、島崎藤村の「やしの実」、北原白秋の「から松」などの詩とともに曲を付され、いわゆる『国民歌謡』として、NHKのラジオを通じて全国津々浦々に流され、軍歌以外にはほとんど歌を与えられなかった人びとの心をやすことになる。そしてまた、昭和三十年代のはじめ、東京都下砂川町の基地反対闘争に、スクラムを組んですわり込んだ学生たちのあいだからも『赤とんぼ』の大合唱がわき起こり、このうたは、ながらく、若ものたちの心をとらえてきた。

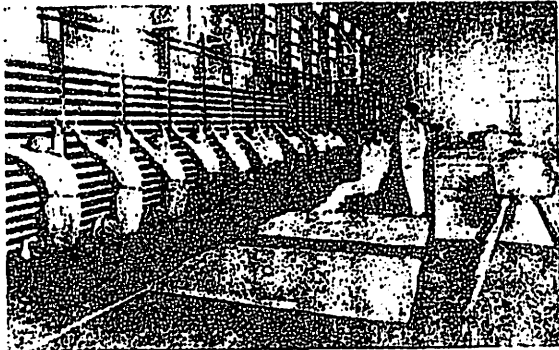
大正時代——それは民衆の運動が、ようやく日本の国政の歩みに、したたかな影響をおよぼしはじめた時期であった。大正七年（一九一八年）、軍閥の巨頭・寺内内閣を辞職に追い込み、平民宰相・原敬による政党内閣の出現を生んで、明治以来根づよくつづいた藩閥元老政治に退潮をもたらし、かの米騒動。それは、商人の買い占めによる米価の暴騰に怒った富山県の漁師のおかみさんたちが、米の安売り要求の運動を起こしたのに端を発したものであった。そして、この米騒動にも刺激されて、労働者農民の運動はしだいに活発化し、大正九年（一九二〇年）第一次大戦後の恐慌が起こり、不況が慢性化するや、八幡製鉄所、神戸の三菱、川崎造船所などで大規模

なストライキが続発、こうした民衆の要求は、政治的には、しだいに普通選挙実施のアピールに結集されていった。政党内閣の実現によって藩閥政治を退け、財産による選挙権の制限を撤廃した普通選挙によって、議会と政党とを民衆の意思にもとづいて運営させようとする、東京帝大（いまの東京大学）教授吉野作造の「民本主義」の主張が、その理論的な根拠となった。

これに対して、体制側は、民衆の要求を先き取りしてアメを与える半面、その革命化をきびしく抑圧してこれにムチを加える歩みを強めていった。大正十三年（一九二四年）六月、「社会革命をさける安全弁」として普通選

挙の実施を主張した、いわゆる護憲三派が、加藤高明を首班とする護憲三派内閣を組織、政党内閣の慣行がそれによって成立するやいなや、翌大正十四年三月、同内閣は、普通選挙法と同時に悪名高いかの治安維持法をも成立させたのである。わが横浜高商の第一回生が、間借り人生活の一年間をおわり、ようやく富士見ヶ丘の「わが家」に移動しようとしているころであった。

これよりさき、大正十一年（一九二二年）、日本共産党が秘密裡に結成され、翌十二年の第一次検挙では関係者は禁錮十カ月以下の比較的軽い刑罰を受けるに止まったが、「国体を変革しおよび私有財産を否認せんとする」結社および運動を禁止し、これにくわずかでも関係をもった者には最高十年以下の懲役刑を課する（昭和三年の罰則強化以降は死刑をも課する）とした治安維持法の実施以降、同党およびその同調者は苛酷なる弾



体操・体育館で

庄にさらされ、昭和八年ごろまでに、ほとんどその組織が潰滅するにいたる歴史が待っていた。

とまれ、上記のように民衆運動の高揚をともなうて、人権の擁護と自由と民主主義とを要求した時の流れは、当時の思想と文化一般のうねに、色濃くにじみ出ざるをえなかった。ドイツ新カント学派の理想主義哲学に基礎を置く、教養主義、人格主義の思想、たとえば、阿部次郎の『三太郎の日記』に代表されるような心情と発想、また、ロシアの文豪トルストイの人道主義の影響を強く受けた、武者小路実篤、有島武郎ら「白樺派」の文学などが、当時ようやく社会的階層を形成しつつあったインテリゲンチヤやサラリーマンたちの心をとらえ、これらの人びとの著作は後日、太平洋戦争の前後ごろまで、横浜高商に学ぶ若ものたちの愛読書として、その書架に見いだされたものであった。

それは、前記のように、革命を志した、当時の極左勢力がしだいに学園を追われ、あるいは地下深くその姿を没し去って、やがて軍国主義の高まりとともに、社会民主主義者、自由主義者までが獄につながれるにいたり、学生の手にしうる本としては、比較的無難な教養主義や人道主義のもの以外は残されなくなっていく時代の流れの半面であったのかもしれない。そしてこの流れは、太平洋戦争の敗戦によって大きく方向が転換されるまで変わるところがなくつづいたのである。

この敗戦までを昭和時代の前期と呼ぶならば、それはまさしく、しだいに消え果ていく大正デモクラシーの残照のもとにあった時代であった。そして、この時代の前夜ともいえるべき大正十三年の創学以来、この時代を横浜高商に学んだ若ものたちは、こうした思想、文化の環境のなかで、その青春の血をたぎらせ、あるときはまだえがき、自己を燃焼させていった。

横浜高商(国大)とともに生きた、老師下津屋教授の最期を包んだ時情は、この意味でまことに象徴的であっ

た。一刻一刻、永遠の休止につこうとしていた老師の脳裡には、高商創学さいしょの一年間、一回生たちと苦楽をともにした弘明寺の街の夕ぐれのたたずまいか、あるいは、次の年移転してきた富士見ヶ丘に、やがて秋の景色も深まりいく田園の風景が、一瞬よみがえっていたのではなからうか。

そして、追想のフィルムをさらにまわしてみると、大正十五年の二月、一回生が最上級の三学年に進級しようとするその直前に、横浜高商にも、大正デモクラシーの波をひしひしと感じさせる学生のストライキ未遂事件が発生したのであった。後日、人呼んでこれを「三・一会事件」という。

7 友のうれいに

—三・一会事件—

大正十四年の二月下旬、富士見ヶ丘に、横浜高商本館の完成が近づいていた。外装のモルタル塗りがもうすっかりおわたったその本館は、早春の明るい陽ざしに、白く輝いていた。あとは内装工事を残すだけだ。生徒控所を板で仕切った仮教室の窓から毎日見あげながら、一、二回生たちは、白堊の本館の使える日が待ち遠しくてならなかった。

そんなある日。本館わきの掲示板のまえに、十人ぐらの学生がむらがっていた。学年試験の日程がはり出されている。一回生たちは、この試験を無事にとおり抜ければ、最終学年の三年生に進むのだ。

「当分ニューウツだな、こりゃあ」、M・Sはこうつぶやきながら、となりに立っては紙を見あげているF・Sのほうをふり向き、

「おい、F、おまえのノートまた見せてくれよ。おれのはアナのあきつ放しだから。」

「そうだ、F、おれにも頼むよ。今晚でも、君たちの下宿にいくからナ。」そばからもうひとりの学生が声をかける。いまは、石油輸送会社の社長サンにおさまっているW・Kだ。

MとFは、弘明寺で同じ下宿に居るが、森傑のMは、雨降りの日はせったい学校に出てこない。というのも、弘明寺方面から井土ヶ谷の町を抜けて学校の横に上がっていく坂道は、傾斜が四十五度もありそんな急坂。それに、学校ができたところは、昔のけもの道さながらで、道もそう踏み固められていないから、ドシャ降りにでもなると、ドロ川、いや、ドロの滝のようになってしまふからだ。この坂道は、その後もなるべく高商の学生たちを悩まし、『地獄坂』のニックネームをたてまつられていた。

きちよう面なFだけが、そんななかを毎日学校にかよい、ノートもきちんととっていたので、試験期が近づくと、かれらの下宿にW・Kもやってきて、三人でノートを交換し合い、せつせとアナ埋めにいそしんだものだ。そんなことからW・Kは、いまでも、「おまえはFとおれのおかげで学校卒業できたんだから、お祝いをしろよ。」と、M・Sらによくからかわれる。

「おい、見ろよ。へんなものがはってあるゾ。」M・Sが掲示板の一隅を指さし、突然大声をはり上げた。

試験日程のほかに、もう一枚の紙片がはられている。それには、「左記の者は、校則第X条の規定により受験資格を停止する」と記され、一回生のAとBふたりの名前が書かれてあった。校則第X条というのは、授業時間数の三分の一以上を欠席したものは、受験資格を停止する、という規定で、これに引っかければ、いうまでもなく落第だ。

「Aはオヤジがいらないらしいんだが……」だれかがいう。

「Bは家が貧しくて新聞配達しているんだぜ。」もうひとりが声をあげた。

ふたりとも、いまでいうアルバイトで学費をかせがなければならなかった、当時の「苦学生」だった。

「かわいそうだなあ。」みんなの思いが口をついて出た。

自分も早く両親をなくし、郷里の富山には祖母ひとり、F氏の知遇を受けてかろうじて専門学校に進学できた、それにひきくらべても——M・Sはそう思って暗然とした。出席日数が多少足りなくなつて、試験を受けて合格する実力さえあればいいんじゃないか、弘明寺の仮校舎以来、創学の苦勞をともにしてきた仲間ではないか、学校当局のしゃくし定規な規則の適用を、このまま見すこしていいのか？

「なんとか助けてやれないものかなあ。」M・Sは思わず声に出した。すると、うしろから、

「なんとかしてやろうじゃないか。」かん高い声が叫んだ。ふりむくと、Aと同じ中等学校からきたN・Tだ。

「うん、みんなで教授会に嘆願してみようじゃないか。」M・Sが応じた。

居あわせた一回生全員が賛成した。さいわい二回生(二年生)はその場にひとりもない。こんなはり紙を下級生に見られては、あとで教授会が助け舟を出したとしても助けにくくなる。とっさにそう思って、M・Sは受験停止のはり紙をはぎ取ってしまった。

さあ、二年生(一回生)の総意をまとめよう、M・Sたちの活動がそれからはじまった。

これより数年まえの大正七年(一九一八年)、M・Sの郷里富山県では、魚津町の漁師のおかみさん連の井戸はた会議に端を発して、かの米騒動が起こり、全国的な大衆の運動に拡大していった。M・Sの若い身うちには、そうした血がさわいでいたのかもしれない。

かれはさっそく、学生間の人望を集めていた同級のI・Tに話した。I・Tは総務部の幹事だった。総務部と

いうのは、学友会の予算を編成し、各部へその配分をきめる、学友会組織のいわば総元締めであり、その幹事は、学生間のリーダー中のリーダーともいうべき存在だった。このI・Tもすぐさま同意し、学友会各部の幹事に呼びかけて、二年生だけの学生大会が開かれた。この学生大会で「教授会に対し、A、B両君の受験資格復活を嘆願しよう」ということが、満場一致決議されたのである。

それからの数日間、学園は緊迫した空気につつまれた。まず、M・Sが非公式に田尻校長に打診すると、「もういっぺん教授会を開いて、ほかの先生がたがみんなA、B両君を助けてやろう、ということなら私も随分歩しよう」という意向だった。そこで、学友会各部の幹事や有志の学生たちは、手わけして、教官ひとりひとりの各個撃破に当たった。各部の幹事がそれぞれの部長の自宅へ、それ以外の教官のところへは、ゼミナールや同郷等の関係で日ごろ親しく出入りしている学生が走りまわって、助命嘆願をぶっつけたのだ。その結果は、「この問題でもういちど教授会が開かれることになったら、君たちの意見がとおるよう尽力しよう」という返事が過半数を占めた。

「君たちの友情は実にうれしい。もし、ぼくに君たちのような息子がいたら、きっとこの運動に参加させていただろう。」ある有力教授は、心情を吐露するM・Sをまえに、こういって激励してくれた。

これならいける——そう思った学生たちは、総務部幹事のI・Tや講演部幹事のM・Sを先頭にして、田尻校長に、「もういちど教授会を開き、A、B両君の受験資格復活を検討してほしい。」と正式申し入れた。そして、教授会が開かれた。しかし、かたずをのんでその結果を待っていた学生たちにもたらされた返事は、否、だった。教授会は、学生たちの嘆願を否決したというのだ。

「教授たちはわれわれをだましたのか。」若い一途な魂がそう受け取ったとしても、無理からぬ事態だった。教

授会のなかにも反対論があったことが後日明らかになるのだが、当時学生たちの知るよしもなかった。

このまま黙って引きさがれるか！われわれの友情にひとすじの希望をつないで、吉報を待っているふたりの友人に対して、説明する言葉もない。そういうみんなの気持ちで、さっそく学友会の幹事会が開かれる。

「教授会はけしからん。」どうしてもふたりに試験を受けさせないというなら、われわれ二年生全員、試験を拒否しようじゃないか。「そうだ、そうだ！進むのも退くのもいっしょだ。」

強硬意見が大勢を制した。試験拒否、すなわちスト突入の決意を背景に、再度学校側を突き上げようということだ。二年生全員を落第させるなんてことはできない。そんなことをしたら、二年に上がってくる二回生と合わせて、二年生だけが六クラスにもなり、科目によっては教授が足りなくなる。それよりも、創立まもない官立専門学校でストライキが起こったことになれば、地元横浜市民も白い目を向けようし、どだい、文部省が黙っているわけがない。困るのは、われわれよりも学校側だ、ストを武器に再度かけ合えば、学校側が翻意する可能性がある——みんなはだんだん冷静になって、そういう情勢判断も行った。

「あす、もういちど二年生の学生大会を開いて、最後まで全員結束してたたかうことを決議しよう。」それが幹事会の結論だった。そういう形で全員試験拒否、スト突入の決意を示そうというわけだ。そして、その決議がおわったら、その場に校長はじめ教官たちにくぎつめて、有志が、A、B両君の救済要請演説をやる。その場合、教授たちの個人攻撃にわたるような言葉は絶対に慎む、また、事態が一年生（二回生）や外部にもれないようにして学校の名誉を守るため、学生大会がはじまったら、会場の教室入口、校庭などに歩哨を立てて警戒する。そういう細部の戦術も打ち合わせした。

あすはいよいよ、その学生大会という夜、M・Sは下宿に帰ってもなかなか寝つかれなかった。「あすの学生

大会はどうなるだろうか？学友会の幹事会は、各部のリーダーたちの集まりだから、スト戦術がすんなりときまっていたが、二年生全体となるとそうはいくまい。みんないろいろな家庭の事情を持っているから、さいごには脱落者が出るかもしれない。そして、第一、学生側が敗北したら、主謀者のわれわれは処罰されるにきまっている。」寝床のなかで思いめぐらすM・Sのまぶたのなかに、かれの卒業を一日千秋の思いで待っている、故郷の祖母のおもかげが浮かんでくる。退学なんてことになったら、祖母はどんなに悲しむかもしれない。知遇を受けたF氏からも、「おまえはアカだ。」と見放されてしまうだろう。しかし、もう矢はツルを放れてしまったのだ。やり抜く以外にはない。友のうれいを救うためのたたかいなんだ、祖母もきっとわかってくれるだろう。M・Sは、自分にそういいきかせつづけた。

そして、その日がきた。学生大会では、学友会各部の幹事がわかるがわる立ち上がりて熱弁をふるい、二年生全員が、「最後まで結束してたたかう」という幹事会の方針に同調する空気が盛りあがった。するとそのとき、やおら立ちあがったひとりの学生がある。

「A、B両君の救済を教授会に嘆願したことによって、われわれの友情は果たされたはずだ。教授会がそれを認めなかったからといって、いつまでも闘争をつづけるのは、もはや理性を逸脱している。法治国家の国民は法律を守らなければならない。それと同様に、われわれは校規校則に従わなければならない。然らずんば、社会の秩序は保たれない。」

熱狂する学生大衆をまえに、かれは堂々と、しかし、かれ自身涙にぬれながら、友情と事からの条理とのあいだたかう内心の苦渋にその表情をゆがめながら、反対論を吐露しおわった。後日、裁判所の判事となるK・Kだった。「いかにも理路整然とした演説で、しかも、千万人といえどもわれいかん」の気概を示した、立派なもの

だった」と、のちにM・Sは記している。この問題がきっかけで、それまで親しくしていたK・Kとのあいだが、急に気まずくなったことが、その後ながらM・Sの痛恨事となった。

しかし、せきを切ってあふれ出した純情な若ものたちの心の動きを、もとにもどすことは、もはやだれにもできない。「卑怯者」「冷血漢」「エゴイスト」「退場しろ！」みんなの罵声を背に、K・Kは、握りこぶしで涙を横に払いながら、ただひとり会場を去っていった。肩を落としたそのうしろ姿が、M・Sにはひどくさびしかった。こうして衆議は一決、やがて会場に、田尻校長以下全教授が入ってきた。救済要請演説の一番手には、M・Sが立つ。

「われわれはきょうまで、先生がたと一心同体となって、学校創設の苦楽をともにしてきた。しかるにこのたび、同級生の二名が受験停止の処置を受けるといふ不幸な事態が起こった。両君は家が貧しく、アルバイトのために出席日数が足りなくなったのだ。われわれが、このような実情を先生がたを個別訪問して訴えたところ、大多数のかたがたは、両君の救済を了承された。しかるに、教授会でこれが否決されたのはどういうわけか？われわれがだまされたと感じたのは、まちがっているだろうか？これは、何かのまちがいだと思う。まちがいなら、ただちに改めてもらいたい。どうしても改めることができないといわれる先生がおられたら、そのかたは学校をやめていただきたい。さもなければ、われわれは校風刷新のためたたかわねばならないだろう。教授会の反省をせつに願うする。」M・Sはこのように、教授たちの道義に訴えた。

つづいて立ったAと同窓同郷のN・Tは、A、B両君の家庭の事情をくわしく説明、「この悲報をきくふたりの母親の身にもなつて、どうか両君を助けてやって下さい」と、声涙ともにくだる演説で、満場の同情をそそる。最後の演説者は総務部幹事のI・Tだ。

「わが母校は経済学を専攻する学校である。そして現代の経済学は、社会科学のひとつとして、貧しき者の生活向上と弱者の保護を強調する。にもかかわらず、教授会は校則をたてにとつて、いま貧しき者、弱者を圧迫しようとしている。国法を犯した罪でも、情状酌量によって減免されることがある。今回の学校側の処置にも、情状の酌量があつて然るべきではないか。このままでは、わが校の名誉にぬぐうべからざる汚点をつける事態に立ちいたらんことを、とくとお考えになられ、いまずぐ再度の教授会を開いていただきたい。われわれは、何時間でもご回答を待っている。」I・Tは、社会科学の論理に築団の威圧を加えて、教授会にせまつた。

ききおわつた田尻校長は、教授会の即時開催を約し、教官たちを従えて退場した。待つことおよそ一時間。教授たちを従えて入ってきた校長は、壇上上がり、

「教授会はいままで、A、B両君の件について慎重審議をつくした結果、今回に限り諸君の嘆願をいれ、両君に受験資格を認めることにした。しかし、今後二度とこんな事件を起こさないよう、諸君らもお互いに注意しあつてもらいたい」と告げ、教授たちとともに、さつと退場した。

「ありがとうございました。」学生たちは口々に叫びながら、全員起立してそれを見送る。友情はついにむくわれたのだ。みんなのひとみが涙にうるんでいた(この項の叙述はおおむね、『富丘金報』第二十号および第二十一号、高商第一回生・富島信一「思い出の記」による)。

8 ある青春

——金融恐慌の前夜——

昭和二年(一九二七年)に富士見ヶ丘を巣立ってから三、四年たったある日の朝、大阪の大手造船会社に勤めていたM・Sは、新聞をひろげているうちにアッと息をのんだ。

「愛人母娘を殺して自らも割腹」という社会面の記事に、「恋の高商卒業生」という見出しがついている。記事のなかから、同級生のT・Mの名前が目にとびこんできた。何という凄惨な最期を……、T・Mは卒業後まもなく左翼運動にとびこみ、特高につけねらわれて逃げまわっているというウワサを耳にしたことがあった。それから、どのような人生が、この若いいのちを絶たせたのだろうか。

あの「三・一会事件」のとき、田尻校長がA、B両君の救済決定を回答して去つたあとの教室に、「横浜高商万歳」「田尻校長万歳」「教授会万歳」「A君、B君万歳」期せずして歓呼の聲がわきあがり、あとはみんな肩を抱き合つて泣いた。そのなかに、嗚咽するT・Mの顔もあったはずだ。それから、総勢百二十人ちかくの学生が、馬車道のすき焼き屋「竹内」に押しかけ、放歌高吟の大祝賀会になった。日ごろあまり酒の飲めないM・Sも、このときばかり前後不覚になるまで酔いしれた。かれのサカヅキをみたりしながらリーダーとしての労をねぎらい、「よかった」「よかった」と連発していたのは、A、B両君と同郷のあのT・Mだったかもしれない。大正十四年(一九二五年)三月一日の夜のことで、そうだ、この日にちなんだ、そしてA、B、Cの三クラスにわかれていた二年生が一致結束してことに当たった意味をもこめて、以来われわれ一回生仲間、あの一事件を「三・一会事件」と呼びならわしてきたのだ。

その後、M・S自身の途もけつして平坦ではなかった。講演部の幹事をしていたかれは、東京の各大学などで開催される弁論大会にも参加して、たとえば早稲田大学などにも、しばしば演説に行ったが、そのつど田尻校長に呼び出され、「左翼的な内容にわたる話ばけつてせんでくれナ」と注意を受けた。弁論大会をおわつて帰つ

てくると、「学校の名譽を傷つけるような演説はせんかったらうネ」と念を押される。そんなふうにして卒業のときが日いち日と近づいていった。

そして、昭和も二年と年があらたまった直後のある日、M・Sは、総務部幹事のI・Tとともに田尻校長の室に呼ばれた。室に入っていくと、回転イスに腰を沈めた田尻校長は、表情を引き締めてふたりを待っていた。

「君たちふたりは、去年のさわぎの主謀者だった。それは君たち自身、よくわかっていることだと思ふ。ついでは学校としては、君たちを卒業だけはさせるけれども、就職の世話まではできかねるから、辛抱してもらいたい。」

三・一会事件のケジメを校長はこういう形でつけようというのか。かねて覚悟をしてきたことではあったが、M・Sはいいようないさびしさに震われた。

それから、昭和二年の三月、無事に卒業だけはできたM・Sは、知人のつてを求めて、いまの大手造船会社に就職したのであった。

そして、きょう、新聞紙面に見る同級生T・Mの悲劇的な最後……。学校を卒業して一、二年ののち、T・Mは、大津の京津電車（いまの京阪電車）の労働者のストライキ事件に連座して、司直の手にとらわれた。やがて、自由の身となったかれは、故郷の町で髪結いの娘さんに熱烈な恋をする。かれの思いが通じ、ふたりの結婚も間近かにせまったとき、愛娘の夫となるべき男がかつて左翼運動でつかまり、くさいメシまで食った経歴の持ち主と知った母親に激しく反対され、ふたりの仲は裂かれようとした。逆上したT・Mは、日本刀を引っ下げて娘の家に乗り込み、母娘もろとも斬り殺して、みずからも割腹し果てたのであった。新聞紙面は、そのような内容を伝えていた。

学生時代いつも左翼の本を何冊か小わきに抱え込んでいたT・Mの姿が思い浮かぶ。マルクスの『資本論』はもちろん、日本の学者の著作では、河上肇博士の『資本主義経済の史的発展』や『第二貧乏物語』が、学生に愛読された時代であった。T・Mもそういう学生のひとりであったわけだが、関西の裕福な呉服問屋の息子であったかれは、貧乏学生のM・Sなどにはとうてい手の出せない上等なオーバーを着こんでいた。「社会主義の本を読もうというもんが、そんなぜいたくな格好をしてちゃいかんのじゃないか。」M・SはそんなT・Mの顔を見ると、こういって、よくからかったものである。

本を読むばかりではあき足らず、学生たちは熱にうかされたように、つぎつぎと実践運動にとびこんでいった。こうしたインテリと、そして労働者農民の運動の高まりに対して、当局側はもちろん弾圧の力を強めていった。

M・Sたちが横浜高商の二年生に進級して、弘明寺の高工での仮住まいを引き払い、富士見ヶ丘に引っ越したばかりの大正十四年（一九二五年）四月には、あの治安維持法が公布されている（そして昭和三年一九二八年に、同法は、その違反に対して、最高刑の死刑を課すことができるように強化されるのである）。同じころ、陸軍現役将校配属令が公布されて、学校に陸軍の現役将校を配属し、学生の軍事教練を強化する措置もとられた。この軍事教練強化の方向に対しては、すでにその二年ほどまえから、早稲田大学の学生たちが反対運動を起こしているが、大正十四年の十月中旬には、先鋒高商の小樽高等商業学校で、学生が学外の労働者と呼応して、軍事教育を攻撃する事件が持ちあがっている。そして、M・Sたちが前記の「三・一会事件」に奔走していた大正十五年（一九二六年）の春ごろには、河上肇博士の影響をじかに受けていた京都大学社会科学研究会の学生たちや、同志社大学の学生たちに対して、前年の暮れから加えられていた警察当局の弾圧が急速に拡大し、治安維持法適用第一号としての大檢舉事件に発展していったのである。

大正十五年は、その年の十二月に大正天皇が亡くなり、現在の天皇がその跡を継いだため、直ちに昭和と改元され、M・Sたちは翌昭和二年の三月十五日に横浜商高を卒業したのであるが、この日がまた、運命的な日であった。すなわち、その前日の三月十四日、震災手形整理に関する法案の議会における審議にからんで、ときの蔵相片岡直温が衆議院予算総会で「東京渡辺銀行が不良貸付をかかえ経営困難に立ちいった」という失言を放った。これをきっかけとして、翌三月十五日には同銀行に取り付けさわぎが起り、同行に関連ある東京、横浜の中小銀行にもそれがつぎつぎと飛び火して、いわゆる金融恐慌の第一波が発生したのであった。M・Sたち横浜商高第一回生の卒業式の日はずなわち、金融恐慌発端の日だったわけである。

第一次世界大戦中に急速な成長を遂げたわが国の経済は、大正九年（一九二〇年）に戦後恐慌に見舞われ、大正十二年にはさらに大震災の被害をこうむって、慢性的な不況の状態にあった。震災手形は、大震災により不可抗力の損害を受けた健全企業の手形ではなく、大戦ブームで水ぶくれた企業が、その後の不況の過程で累積させたこげつき債務を内容とする不良手形を多く含んでいた。ときの憲政会（のちの民政党）総裁若槻礼次郎を首班とする内閣が、帝国議会に提出していた震災手形整理に関する法案は、こげつき債務の支払いを大幅に延期して、企業に再建の機会を与え、その取引先である銀行のこげつき債権に対しては、これを日本銀行を通じる国家信用によって肩代わりして、経済の破綻を防止しようというものであった。

同法案は、昭和二年三月中に何とか議会を通過した。そしてその間に、片岡蔵相の失言問題から発生した金融恐慌の第一波も日銀の緊急融資によって、どうにかその傷口をおさえることができた。しかし、上記のような不良手形を乱発していた貿易商社鈴木商店と、そのメイン・バンクである台湾銀行の救済問題は、同商店の政商的体質のゆえに政争の焦点となっており、議会の論議が紛糾、同年四月十七日、台湾銀行に対する日銀の救済融資案を

枢密院本会議が否決するにやよんで若槻内閣はついに瓦解、万策つきた台湾銀行は翌十八日営業停止に追いこまれて、金融恐慌の第二波は日本全国をゆさぶることになる。

このような時期に、M・SやT・Mたち、横浜商高第一回生は、富士見ヶ丘の学びをおえて社会に巣立っていったのであった。

「横浜商高ではまだそこまではいかなかったが、大ていの高等専門学校や大学で、刑事が教室にまで入り込んできた時代だった。」M・Sは後日このように回想している。しかも、卒業の日に金融恐慌の第一波が勃発。このため、金融機関に就職がきまっていた同級生のなかには、採用取り消しの憂き目にあうものが続出した。

その前年の大正十五年春、京都大学事件での大量検挙をおえた政府は、同年五月二十九日に、ときの文相岡田良平が、学生の社会科学的研究（当時、社会主義の研究と同義語であった）の絶対禁止を通告しているが、第一回生T・Mは、ともかくも富士見ヶ丘にいるあいだは、社会主義、共産主義の書物を熱心に読んで無事にすむことができた。当時、富士見ヶ丘を西南方にくだった時田町（いまの南区時田町）に下宿していたかれは、弘明寺の下宿からかよっていたM・Sなどと同じく、学校の正門に向かって左横に丘を登ってくる、例の「地獄坂」経由の通学仲間だった。T・Mといっしょに下宿していたM・Kをまじえて、登校の朝、四、五人がよく坂の入口あたりで顔を合わせ、冗談をいい合いながら急坂を登っていったことを思い出す。

そのM・Kの記憶でも、T・Mは学生時代には、実際運動に関係した形跡はまったくなく、したがって警察につけまわされるといった風も全然なかった。そうしたかれを、卒業後まもなく、きびしい地下運動の世界に没入させていったものは、いったい、何だったのであろうか。

うちつづく不況で街には失業者があふれ、労働者や農民は貧窮にあえいでいた。しかるに一部の企業は、鈴木

第一章 大正デモクラシーの残照

商店問題にみられるように、「ゼニがもうかる時分には自分のふところにいれて、損をする時には政治家と結託して、国民の膏血からなるところの国家のカネをもって救済を受ける」(震災手形整理法案で議金が紛糾した昭和二年三月、実業同志会の武藤山治が鈴木商店問題で政府を攻撃した官報。長年男著『昭和恐慌』岩波新書による)ありさまに、支配層の内部からさえ指弾の聲があがっていたのであった。T・Mの若いころをゆさぶったのは、このような社会の不条理に対する、激しいきどおりではなかったか。そして、事態が少しでも改善されるどころか、矛盾がますますひろがっていきそうな気配に対して、若もの特有のもだえといらだちが、おさえきれなくなっていくたのであろう。しかし、若ものひとりのころさしに比して、権力の重みはあまりにも大きかった。挫折のときは、日ならずしてやってきた。そして、恋にも破れ、ころに期すべきものをすべてを失ったかれは、ついにわれとわがいのちを絶つことによつてしか、生きるしるしを見いだすことができなかったのではないか。おのれ以外の生命を奪った罪は許さるべくもないが、この暗い時代を生き、傷つきはてた若いのちの慟哭がそこにはあった。

あの苛烈な弾圧がなかったならば……戦後のような思想、信条の自由があったならば、T・Mもこのような悲惨な最後をとげることはなかったであらう。そして——自分も、あのきびしい時代に「三・一会事件」のようなさわぎの首謀者となって、学校から就職の世話してもらえない程度の処置ですんだのは、むしろ不幸中のさいわいであつたかもしれない——いまになって、M・Sはつくづくとそう思う。「三・一会事件」そのものはA、B両君の救済という純粋な友情から出たものであり、何ら思想的、政治的背景を持たないものであったが、学生の組織的行動に文部省や警察が嚴重な目を光らしていた時代だった。それが、だれひとり実質的な処罰を受けることもなく、問題を収めえたのは、やはり田尻校長の政治力があつたからこそ、できたことかもしれない。

その田尻校長も、昭和三十二年四月十八日なくなられ、いまやこの世にない人となつてしまった。それより十

数年まえの昭和十七年九月、M・Sは満州国建国十周年記念式典に、日本教育界代表のひとりとして渡満してきた同校長を、新京(いまの長春)に迎えた日のことをまざまざと思い出す。日本資本主義の中国大陸進出とともに、M・Sも満洲重工業に職を奉じて新京に住まい、その日は同地区の富丘会(横浜商同窓会)の幹事として、同校長を出迎え、歓迎の宴を張つたのであった。

「君には卒業のとき、実に気の毒なことをしてしまった。そのことがずうっと心残りになっていたが、その私をこんなにまで歓待してくれるとは……」そのとき校長は、そういつてM・Sの手を握り、ハラハラと涙をこぼした。

「もう昔のことは水に流しましょうや。」かれもそう答えて、校長の手を握り返し、師弟はしばしお互いの心のふれ合いをたしかめながら立ちつくしていたのであった。

こうしてM・Sたちの青春はおわつた。

第一章のための資料

年表——大正三年（一九一四年）～昭和二年（一九二七年）

年	大正3年	6年	大正7年	大正8年	大正9年
月・日	7・28	8・	11・	11・	3・
本校関連事項	第一次世界大戦勃発 日本参戦	ロシア革命、ソビエト政権樹立	シベリア出兵宣言（2日）。米騒動起こる 第一次世界大戦終わる	普通要求運動起こる コミンテルン結成 ベルサイユ条約調印	第四十二帝国議会で高等教育機関に関する法律成立、 本校が第十一高等商業学校として大正十四年開設予定 と発表さる 横浜商工、文部省直轄学校として設置公布、鈴木達治 校長に任命 同商工、授業開始
月・日	11・15	5・2	3・	1・16	11・15
社会経済状況	戦後恐慌起こる 日本最初のメーデー（この年のみ5月2日） 国際連盟第一回総会	東京帝大森戸辰男助教殺害事件で休職となる 戦後恐慌起こる	九カ国条約、海軍軍縮条約調印 日本共産党結成 ムッソリーニ、ローマ進軍	共産党第一次検挙 関東大震災（2日）、震災恐慌起こる。大杉栄 ら殺さる（16日） 「船頭小唄」流行	難波大助大逆事件

第1章のための資料

大正11年	大正12年	大正13年
12・10	12・18	1・
勅令第五百一号をもって文部省直轄学校として本校の 設置を公布、開設を予定より一年早めて大正十三年と す、本校職員の見定、校長一名、教授五名、助教一 名、書記四名と定めらる 長崎高商校長田尻常雄本校校長に任命、創立事務開始 さる	本校の敷地、南太田区富士見台（現、南区清水ヶ丘） に決定 本校規程、規則制定さる 第一回入学試験を横浜、東京、京都、金沢で実施、受 験者一、〇二八名 横浜商工仮校舎で第一回入学式挙行（21日）、入学者一 三五名。校友会組織さる 本校敷地（一四、一三八坪）に建築工事開始さる	11・15 11・12 6・ 5・ 2・21 1・
2・6 7・15 10・	6・5 9・ 10・	11・15 11・12 6・ 5・ 2・21 1・
九カ国条約、海軍軍縮条約調印 日本共産党結成 ムッソリーニ、ローマ進軍	共産党第一次検挙 関東大震災（2日）、震災恐慌起こる。大杉栄 ら殺さる（16日） 「船頭小唄」流行	平沼騏一郎、国本社創立 加藤高明護憲三派内閣成立 全国学生軍事教育反対同盟結成さる 東京帝大に七生社生まれ、新人会と対立

第1章のための資料

○高商創設当時の建築計画とその予算

(当初予算各目明細) (坪数は延坪)
 本館 木造二階建 一〇九二坪
 講堂 木造平家建 一一七坪
 実験室 木造二階建 二七〇坪
 特別教室 木造平家建 七〇坪

商品陳列室 鉄筋コンクリート二階建 一九二坪
 書庫 三階建 七二坪
 ガス発生器 平家建 六坪
 倉庫 二階建 六〇坪
 計 右の建築費 一、八七九坪
 木造坪数 一、五四九坪 坪当たり一八〇円

昭和2年													
12・	11・25	10・31	10・27	6・30	5・14	4・	3・	3・15	3・10	12・9	10・31	10・21	10・20
開校記念論文集を刊行 第一回卒業式挙行、卒業生一二七名 体育館竣工 第四回入学式挙行、入学者一六四名 渡辺輝一教授(経済政策担当)、在外研究のため渡欧 『横浜高商新聞』刊行さる 同窓会設立、第一回同窓会開催 文部省成人講座を開催 『横浜高商新聞』が『横浜高商学報』と改題 寄宿舎「富士見寮」竣工										校旗奉戴式挙行 開校式挙行、岡田文相出席 開校祝賀行事を開催 教育勸諭牌奉戴			
12・30										12・25			
日本初の地下鉄、上野・浅草間開通(2・2キロ)										大正天皇崩御、皇太子裕仁親王臨祚、昭和と改元			
金融恐慌はじまる(渡辺銀行休業3月5日、十五銀行等休業4月21日)。九月までに休業した銀行三七 蔭介石、上海共産党大弾圧 第一次山東出兵 中国各地で日貨排斥激化。「岩波文庫」創刊。 芥川竜之介自殺(24日)													

大 正 15 年				大 正 14 年				年								
7 ・ 25	5 ・	4 ・	3 ・	12 ・ 5	11 ・ 4	10 ・ 15	7 ・ 1	6 ・	5 ・ 19	4 ・ 13	4 ・ 6	3 ・ 27	3 ・ 12	2 ・ 23	月・日	
本館建築竣工 第三回入学式挙行、入学者一五一名。夜学部の付設認可され(28日)、5月11日より第一回開講開始 西村綱教授(英語担当)、在外研究のため渡欧 田尻常雄校長、実業教育視察団長として満支方面教育状況視察のため出張				高工と合同で野外教練演習を実施 第一回陸上運動会開催 研究所規程制定 同第一回定期戦行なわる 対高工野球定期戦応援団発団式(30日)				本校職員の見員、教授一六名、助教五名、書記五名に改正さる。岡田文相来校視察 プロセミナル制実施 第二回入学式挙行、入学者一五四名				本校関連事項 学友会誌第一号発行 下田礼佐教授(経済地理担当)、在外研究のため渡欧 南太田の仮校舎へ移転、生徒控所、柔剣道場竣工 学校教練が実施されることになり陸軍現役将校配属さる				月・日
9 ・ 3	5 ・ 29	1 ・ 15		12 ・	10 ・ 15	7 ・ 12		5 ・			4 ・ 11	3 ・	1 ・		月・日	
(鬼熊事件) 千葉県で殺傷事件を起こした岩淵熊次郎自殺 通達 岡田文相、学生の社会科学研究的の絶対禁止を 京大生事件の大検挙開始、4月22日までつづく				農民労働党結成、即日禁止 小梅高商軍政事件 東京放送局(JOA K)、本放送開始				陸軍四個師団廃止。日本労働組合評議会創立 陸軍現役将校学校配属令公布さる				日本、ソ連を承認 治安維持法、普通選挙法成立 陸軍現役将校学校配属令公布さる				社会経済状況

鉄筋コンクリート延坪数 三三〇坪 坪当たり三五〇円

これを、本館鉄筋コンクリート建、延坪一、八三一・九八坪に設計変更したが、その落札価格は左記のとおり、予定価格を三割ちかく（一六万円余）下まわった。

予定価格 五八六、二三四円（坪当たり三三〇円余）
落札価格 四二五、八〇〇円（坪当たり二二三円余）
差し引き 一六〇、四三四円

この結果、縮減を余儀なくされていた寄宿舍の食堂等、体育館などの付設工事に復活を行なうことができ、付設工事は左記のとおり設計変更された。

付設工事設計変更額

〔工事名称〕	〔坪数〕	〔単価(B)〕	〔金額(B)〕
寄宿舍食堂	木造	二一〇	一八〇
附所・浴室	平家建	二一〇	二一、六〇〇
雨天体操場	鉄骨木造	二一六	二八〇
解体撤去用具	平家建	二一六	三五、二八〇
倉庫	木造	四五	一八〇
学生集会所	平家建	四六	二〇〇
供所と自動車庫	〃	一五	一五〇
本館付帯工費	〃	〃	六、五〇〇
暖房給水ガス電灯	〃	〃	一四、五〇〇
周囲境界地均しと排水	〃	〃	二二、二九〇
合計	〃	〃	二四、七二〇

問題の論題目録を毎月各教官に配布したが、積極的に教官の研究・調査を資料として提供し、かつ本校の研究機関誌とするため、昭和三年十月から研究所季報を発刊した（第二章のための資料参照）。

○開校記念論文集刊行

前記の季報発行に一年半先き立つ昭和二年三月に、次のような内容の『開校記念論文集』が刊行された。これは本校の処女出版であり、その巻頭に載せられた田尻校長の発刊の辞に、その抱負がうかがわれる。

発刊の辞

田尻校長

本校開校記念事業の一つとして予て企図せられていた本校スタッフの商業学経済学法律学に関する研究論文が上梓刊行せらるるに当って一言発刊の辞を寄せんとする。

抑々吾々は教育者であると共に学徒でなければならぬ。学生の教導に当ると共に學問研究に真摯の努力を払はねばならぬ。而して其研鑽の結果は之を世に發表して江湖の批判を乞ふ事は遂に自己琢磨の道であり兼て學問の向上進歩に資する所以であらう。吾々は夙に創立の際から此志を懷いては居たが創立事業の多忙の爲めに今日まで其意を果さなかつた。然るに創業の仕事も一期を創し開校式を挙ぐるに際して機会到來し吾々の初志は達せられたのである。（中略）

○研究調査機関の創設

大正十四年はじめから岩本啓治教授が創立準備に当たった「横浜高商研究所」が、同年十月十日の創立委員会で設立され、常務委員古館市太郎教授、調査部長岩本教授ら八名の委員が選ばれた。

横浜高等商業学校研究所規程（抄）

- 第一条 横浜高等商業学校ニ研究所ヲ置キ横浜高等商業学校研究所ト称ス。
- 第二条 本所ハ商業及経済ニ關スル調査研究ヲ為シ學術ノ進歩ト実務ノ発達ヲ圖ルヲ以テ目的トナス。
- 第三条 本所ハ左ノ事業ヲ行フ。
 - 一、商業及経済ニ關スル調査研究
 - 二、調査研究資料ノ蒐集及其ノ整理
 - 三、講習會講演會研究會等ノ開催
 - 四、公刊物ノ發行
 - 五、調査研究ノ奨励
 - 六、其ノ他本所ノ目的ヲ達スルニ適當ナリト認ムル事業
- 第八条 調査研究ニ關スル事務ヲ行フ爲メ調査部ヲ置ク。研究所は、教官が精説した著書の紹介と批判、討論を行なう「読後会」を、大正十四年六月から開催、以来毎月一回開催して十数回におよんだ。調査部では、内外にわたる商業経済の調査研究資料を広く収集整理し、受入れ資料目録および重要経済

吾々は今昭和の初頭に無限に拡大し行くべき規律の交響樂を江湖に向って奏でんとする。日新の意氣と不斷の創造的努力、總て學界に雄飛すべき礎石は置かれたのである。

目次

原価計算に關する考察若干	小宮山敬保
徳川時代に於ける當島米市場	井上 龜三
商品と工業所有權	南 禮博
商工業に於ける人的因素	内山 進
収益率の理論	井上 龜三
ゲオルランドの「奢侈の概念」に就て	渡辺 輝一
チュルゴアの思想の一解釈	徳増米太郎
独占の賠償問題	岡野 鑑記
ベルヌイの定理と大數法則（ポルトキウィッチ）	森田 優三
独占法に於ける物の売買と契約不履行	不二門電観
英商法の特質と由来に就て	大竹 綠
為替市場としての横浜	横浜正金銀行頭取 児玉 謙次

○学生会会則（大正十四年度・学校一覽より）

- 横浜高等商業学校学生会会則
- 第一条 本会ハ横浜高等商業学校学生会ト称ス
- 第二条 本会ハ本校ノ教授ト相俟ツテ會員ノ智徳ヲ磨キ体

育ヲ勵ミ相互ノ親睦ヲ厚ウシ以テ堅英ナル校風ヲ作興ス
ルコトヲ目的トス

第三条 本会ハ本校職員、生徒及会長ノ推薦シタル者ヲ以テ組織ス

第四条 本会会員ヲ分チテ左ノ三種トス

- 一、特別会員 本校職員
- 二、通常会員 本校生徒
- 三、名誉会員 会長ノ推薦シタル者

第五条 本会ニ左ノ部ヲ置ク

- 総務部 雑務部 庶学部 演習部 音楽部 陸球部
- 野球部 競技部 蹴球部 剣道部 柔道部

第六条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

- 会長 一名 副会長 一名
- 部長 各一名 副部長 若干名
- 理事 二名

幹事 総務部四名(第三、第二学年各二名、其ノ他ノ各部一名)

委員 各部九名、総務部ヲ除ク(各学年三名)

評議員各学級一名

第七条 会長ニハ本校校長ヲ推薦ス

副会長、部長、副部長、理事ハ特別会員中ヨリ会長之ヲ委嘱ス

委員ハ各学年ニ於テ通常会員中ヨリ互選シタル者ニ就キ

総会ハ会長之ヲ召集ス

第十一条 役員会ヲ分チテ部長会、評議員会ノ二種トス

部長会ハ会長、副会長、部長、副部長、理事ヲ以テ組織シ会長ヲ議長トシ評議員会ニ於テ協議シタル事項其ノ他重要ナル事項ヲ決議ス

評議員会ハ副会長、評議員ヲ以テ組織シ副会長ヲ議長トシ総務部ヨリ提出シタル議案ニ就キ決議ス

但シ総務部役員ハ之ニ出席ス

議長ハ必要ト認ムルトキハ他ノ会員ヲ列席セシメ其ノ意見ヲ徴スルコトヲ得

第十二条 役員会ハ必要ニ応ジ会長之ヲ召集ス 緊急必要ナル事項ニシテ役員会ヲ經ルノ暇ナキトキハ会長ノ指揮ニ依リ総務部長之ヲ処理スルコトヲ得 但シ遅滞ナク当該役員会ニ報告スベシ

第十三条 役員会ハ当該役員總數ノ三分ノ二以上ノ出席アルニアラザレバ議事ヲ開クコトヲ得ズ

第十四条 凡テ會議ハ多數決ニ依リ可否同數ノトキハ議長之ヲ決ス 但シ会則ノ改正、臨時会費ノ徴収ニ関シテハ出席者ノ三分ノ二以上ノ賛同ヲ要ス

第十五条 凡テ議決事項ハ会長ノ認可ヲ經テ施行ス

第十六条 本会ノ會計年度ハ學年度ニ依ル

第十七条 総務部ハ各部ノ作成シタル經費予定案ニ依リ予算案ヲ編成シ之ヲ評議員会ニ附議スベシ 但シ予算案ノ

会長之ヲ任命ス

幹事ハ各部委員ニ於テ推薦シタル者ニ就キ会長之ヲ任命ス 但シ総務部幹事ハ前項ニ依ル

委員、幹事ハ他ノ部ノ委員、幹事ヲ兼スルコトヲ得ズ 評議員ハ各学級ニ於テ通常会員中ヨリ互選シタル者ニ就キ会長之ヲ任命ス

評議員ハ他ノ役員ヲ兼スルコトヲ得ズ

第八条 会長ハ本会ヲ總理ス

副会長ハ会長ヲ補佐シ会務ヲ掌理ス

部長ハ其ノ部ヲ管理ス

副部長ハ部長ヲ補佐シ部務ヲ管理ス

理事ハ総務部ニ属シ本会ノ庶務會計ノ事務ヲ処理ス

幹事ハ部長及理事ヲ補佐シ部務ヲ処理ス

委員ハ幹事ヲ補佐ス

評議員ハ各学級ヲ代表シテ本会ノ重要事項ノ審議ニ参与シ必要ニ応ジ各部ノ會計ヲ検査スルコトヲ得

第九条 副会長以下ノ役員ノ任期ハ一箇年トシ毎年四月ニ始ル

凡テ役員ハ再任スルコトヲ妨ゲズ

役員中ニ欠員ヲ生ジタルトキハ第七条ニ依リ補欠ス

補欠役員ノ任期ハ其ノ前任者ノ残任期間トス

第十条 総会ハ特別会員及通常会員ヲ以テ組織シ本会ニ關スル重要事項ヲ決議ス

編成ニ就テハ各部幹事之ニ参与ス

第十八条 本会ノ經費ハ会費及入金金ヲ以テ支弁ス

特別会員ハ毎年相当ノ金額ヲ提出ス

通常会員ノ会費ハ年額拾円トシ一月及四月ニ各參円、九月二四円ヲ授業料ト同時ニ納付スベシ 但シ特別ノ場合

ニハ臨時会費ヲ徴収スルコトアルベシ

入金金ハ五円トシ入学ノ初メニ於テ之ヲ納付セシム

本会ハ寄附金及入金金ヲ以テ本会ノ基金トスルコトヲ得

第十九条 凡テ各部ノ經費ヲ支出セントスルトキハ所定用紙ニ要件ヲ記入シ幹事署名ノ上部長ノ承認ヲ經テ之ヲ理事ニ提出スベシ

第二十条 総務部長ハ毎年四月末日マデニ前年度収支決算書ヲ作成シ会長ノ認可ヲ受ケテ之ヲ公表スベシ

第二十一条 会則ノ改正、年中行事、臨時会費ノ徴収其ノ他本会ノ重要事項ニ關シテハ総務部ニ於テ立案シ之ヲ評議員会ニ附議スベシ

第二十二条 各部ハ部則ヲ定メ会長ノ認可ヲ受クベシ 各部ニ於テハ其ノ部ノ記録簿、物品監守簿ヲ備フベシ

第二十三条 他校若ハ団体ト對抗シ又ハ連合シテ運動若ハ競技ヲ為サントスルトキハ会長ノ承認ヲ受クベシ

第二十四条 本会則ハ大正十三年四月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

○対高工第二回野球定期戦（大正十五年）高商応援団ピラ

高商第二回定期野球戦

時日 七月一日午後一時（但雨天順延）
場所 新山下球場（入場随宜）
必勝を期して立ちし高商健児

嗚呼！熱球砂を噛み、血潮を肉躍る狂乱
の一大血戦は特に展開せられんとす。雄伏
此処に一星霜、泣いて誓いし雪辱の日は来
りて山下原頭に再び高工軍と相会せんとす。
見よ！臥薪嘗胆、烈寒骨を刺す嚴冬に、
融熱百度鉄をも溶かす炎天下に鍛へて立ち
し、金腰健児の神技と雪辱の血に燃ゆる、
若人の意気。

乞ふ！吾等が敬愛する金港四十万市民諸
氏の熱烈なる御声援を。

横浜高商応援団

○開校記念祭プログラム（大正十五年）

十月二十一日（木）

開校式（午前十時から本校講堂で）、
提灯行列（本校生徒全員参加）

十月二十二日（金）

名士學術講演会。「為替市場として
の横浜」児玉隆次横浜正金頭取、
「富の経済と貧の経済」福田徳三法
学博士

十月二十三日（土）

大運動会

十月二十四日（日）

近県中等学校軟式野球大会、同楽道
大会、一高・横浜高工・早大新人・
本校・野球戦、全関東卓球個人大会、
県下中等学校バスケットボール大会
音楽大会。本校音楽部員の合唱、マ
ンドリン合奏、隣近戸山学校軍楽隊
も出演

十月二十四日（日）

弁論大会。「移民か移物か」官島信
一、「婦人労働と家庭資金」西野己
男司、「国民外交の基調」伊東憲作、
「帝國の前途と海運」鈴木三樹三、
「石油をめぐる各國の動き」深沢多
喜男、「最近の支那」白崎登、「為替
問題考察」多村秀清、「保守主義の

十月二十五日（月）

シテ文部当局ヲ初メ県市官民各位ノ非常ナル御尽力ト御同
情ニ対シ深く深く感謝ノ意ヲ表スル次第デアリマス。

此ノ記念スベキ機会ニ於テ簡單ニ本校ノ沿革及抱負ノ一
端ヲ述ベテ式辭ト致シタイト思ヒマス。

本校ハ震災直後ニ創設セラレタル學校デアリマシテ大正
十三年四月學生ヲ收容シ授業ヲ開始スルニ当リマシテ、本
校舎ハ未ダ影ダニ見ルコトガ出来ナカッタメ、漸ク高等
工業學校ノバラック建一棟ノ一部ヲ借用シテ授業ヲ開始シ
タノデアリマス。所謂居候生活ヲナスコト満一ケ年ニシテ
翌十四年本校敷地ニ移転シマシタ。然ルニ本館ハ建築ノ最
中ニアツテ、漸ク生徒控所及食道々場ヲ仕切り臨時教室ト
ナシ授業ヲ開始シマシタ。教職員全部本館ニ移転シマシタ
ノハ漸ク本年ノ四月カラデアリマシタ。

以上述べマシタ通り本校ハ震災ニハ遭ハナカッタガ震災
ニ遭遇シタルモノト殆ンド同一ノ不自由極マル生活ヲ続ケ
マシタ。併シコノ悲惨ナル生活ハ私達ニ大ナル刺激ヲ与ヘ
精神ヲ緊張セシメタルコトヲ感謝致シテキル次第デアリマ
ス。

次ニ本校ハ如何ナル主義ヲ目標トシテキルカトイフコト
ハ短時間ニ之ヲ述ベルコトハ困難デアリマスガ、一言ニシ
テイハバ凡テ人類ノ幸福ヲ達成スルコトヲ主眼ト致
シテ居リマス。独立自営タルト他ニ使用セラルルトハ
ズ自ラヲ深く悩ムルト共ニ他ヨリ安心シテ金任セラルル人

第1章のための資料

○開校式における田尻校長式辭と岡田文相祝辭

学校長式辭

本日本校開校式ヲ挙行スルニ当リ、文部大臣閣下ヲ初メ
閣下各位ノ御臨場ヲ辱ウ敬シマシテゴニ盛大ナル式ヲ挙
ゲ得マスルコトハ本校無上ノ光榮トシ、御厚情ニ対シ本校
一同ヲ代表シテ厚ク御礼申上ゲマス。又本校創設ニ当リマ

十月二十五日（月）

十月二十六日（火）

十月二十七日（水）

一考察「市川泰治郎

泉龍会主催・琴古流尺八演奏会

県下中等学校英語大会

外語劇と朗読。英語・アブラハム・

リンカーン（ドリンクウォーター作）、

同・スレッド・オブ・スカールレット

（ベル作）、ドイツ語・アルト・ハイ

デルベルク（フエルスター作）、仏

語・群盲（メーテルリンク作）。支那

語・婦去来之辭朗読

隣演部巡回講演に出席（県下および

静岡方面）

県下蹴球大会。県下剣道大会。

校内開放（室内装飾）。横浜文化史料

展覧会、県下学生写真印刷展覧会、

ポスター展覧会を開催

十月二十七日（水）

十月三十一日（日）

十月三十一日より

二十六日まで

物ヲ養成スルコトヲ期待シテ居ルノデアリマス。カカル人物タルニハ品性高潔、思想穩健ナルト共ニ、進歩的ナ商業社会ノ進運ニ適応スルダケノ智能ト技術トヲ有シ且如何ナル職務ニモ堪ヘ得ル健康ヲ有スルコト等致テ喋々ヲ要セザル所デアリマス。現時我國ニ於テハ人口ノ増加ト共ニ各學校出身者ハ何レモ其ノ就職難ニ困リ切ツテ居ル有様デアリマス。カクノ如ク人ハ有リ余ツテキルガ、全部ヲ任セ得ル信賴スベキ人物ハ曉天ノ星ノ様デアルトイフコトハ英傑界ノ有力者ヨリ常ニ聞クトコロデアリマス。之ヲ例ヘレバチヨウド武蔵野ニ草ハシナジナ多ケレド摘菜ニスレバサテモ少シトイフノト同一デアリマス。本校ハ武蔵野原ニ生ヒ茂ル雜草タラズシテ其ノ摘菜タランコトヲ期待シテ居ルノデアリマス。

我横浜ハ帝都ノ玄関デアツテ文化ノ開門タルト共ニ英ニ我國ノ對外貿易上最重要ナル地位ヲ占メテ居ルノデアリマス。我國輸出貿易ノ大宗タル生糸ハ震災後ノ今日ト雖モ尚其ノ八割五分ヲ占メテ居リマス。我國總貿易額ノ三分ノ一ハ英ニ我横浜港ヲ經由スルノデアリマス。本校ガカカル地位ニアル關係上對外貿易或ハ海外發展トイフガ如キ事項ニツイテハ格段ノ注意ヲナシ研究ヲナシテ居ル積リデアリマス。

我横浜ハ過般ノ大震災ノタメ端カラ端マデ谷底ヨリ山ノ頂上ニ至ルマデ悉ク燃エ尽サレマシタ。一木一草ニ至ルマ

シタルハ英ニ茲ニ觀ル所アリシナリ。次デ十三年四月始メテ生徒ヲ收容シ爾來敎職員諸氏ノ協力一一致ト官民諸氏ノ後援トニ依リ克ク震災直後ノ困難ニ堪ヘ諸施設ノ完成ト内容ノ充實トニ努メ以テ今日アルヲ見ル邦家ノ為ニ慶賀ニ堪ヘザルナリ。

惟フニ國運ノ隆昌ハ國民ノ經濟的發展ニ俟ツ所極メテ大ナルモノアリ國民ノ經濟的發展ハ國民各自ノ自覺ニ依ル而モ世界ノ經濟界益々多事ナラムトスル現下ノ情勢ニ於テ自ラ英傑界ニ投ゼムトスル者ハ皆ニ商業的才幹ヲ有スルヲ以テ足レリトセズ剛健實業ナル氣風ト高邁ナル人格トヲ兼ネ備ヘザルベカラズ。

本校ハ英ニ國家ノ進運ニ貢獻スベキ模範的實業家ヲ養成シ本邦産業貿易ヲ振興シ又之ニ由リテ横浜ノ復興促進ニ寄与スルノ使命ヲ帯ブルモノナルヲ以テ敎職員諸君並生徒諸子其ノ責任ノ重且大ナルニ鑑ミ不屈不撓ノ精神ヲ以テ國家ガ本校ニ期待スル所ニ添ハムコトヲ切望シテ止マザルナリ。終ニ予ハ此機會ニ於テ本校創設ニ際シ多大ノ援助ヲ与ヘラレタル本邦官民諸氏ニ對シ深甚ノ謝意ヲ表シ併セテ本校將來ノ發展ヲ祈ル。一言以テ祝辭トナス。

大正十五年十月二十一日

文部大臣 岡田 良平

デ燃エ尽サレ残ルハ灰ト燒ケタル土ダケデアリマス。コノ燃エ尽シタル灰ノ中カラ燒ケタル土ノ中ヨリ何物カヲ生ゼシメナケレバナリマセン。即チコノ燃エタルガ如キ復興ノ精神ガ湧出シタノデアリマス。新ニ生レ變ツタ人物ガ出来タノデアリマス。而シテ何者ト雖モ之ヲ防ギ止メルコトノ出来ナイ緊要セル復興精神ガ市民ノ間ニ熾然トシテ湧出シタノデアリマス。自然ノ力ハ英ニ恐怖スベキモノデアアルガ、マダ人間ノ力モ偉大ナルモノデアアル。吾人ハコノ偉大ナル人カヲ以テ自然ヲ征服セネバナライノデアリマス。今ヤ我横浜ハ震災ニヨリ生レ變ツタ人間ニヨリ緊要セル精神ヲ以テ横浜ノ復興ハ殆々トシテ進歩シツツアルノデアリマス。此ノ時ニ當リ、コノ場所即チ不二見ヶ丘ノ高台ニ於テ本校ガ呱呱ノ声ヲ上ゲタルコトハ頗ル有意義ナルト共ニ本校ノ大ナル使命ヲ信ジ其ノ責任ノ重且大ナルコトヲ自覺スルモノデアリマス。

感想ノ一端ヲ述ベテ式辭ト致シマス。

文部大臣祝辭

本日横浜高等商業學校開校ノ式典ヲ挙行スルニ當リ一言慶祝ノ意ヲ表スルコトヲ得ルハ予ノ欣幸トスル所ナリ。

抑々横浜ノ地帝都ノ開門ニ位シ開國以來世界交通ノ衝ニ當リ本邦貿易上最重要ナル地位ヲ占メ我國輸出入貿易總額ノ凡三分ノ一ハ英ニ本港ヲ經由ス。

政府ガ大正十二年十二月此地ニ横浜高等商業學校ヲ創設

○開校當時の敎職員

〔担当〕		〔職・氏名〕	
校長		田尻 常雄	
保険學、交通論		敬 授 岩本 啓治	
國語、漢文、世界近世史		敬 授 栗林 信明	
(在外研究中)		敬 授 下田 礼佐	
(在外研究中)		敬 授 西村 稠	
簿記、原価計算		敬 授 古館市太郎	
法學通論、民法、商事關係法		敬 授 不二門電観	
商業作文、書法、商業實踐		敬 授 藤田 義雄	
英語		敬 授 光井武八郎	
修身、商工心理學、心理學		敬 授 内山 進	
英語		敬 授 河村重治郎	
簿記、會計學		敬 授 小宮山敬保	
經濟原論、商業史		敬 授 徳増栄太郎	
フランス語		敬 授 時田 滑	
民法、商法、國際法		敬 授 大竹 綠	
商業政策、交通論、商業英語		敬 授 渡辺 輝一	
商業算術、數學		敬 授 小嶋 孫二	
敎 練		配屬 將校 官城 啓助	
體 操		配屬 少佐 下津屋俊夫	
體操、敎練		助敎授 石川 寛	

第1章のための資料

学 科 目	年	第 一 学 年				第 二 学 年				第 三 学 年			
		出 身 者 校	毎 週 授 時 数	出 身 者 校	毎 週 授 時 数	出 身 者 校	毎 週 授 時 数	出 身 者 校	毎 週 授 時 数	出 身 者 校	毎 週 授 時 数	出 身 者 校	毎 週 授 時 数
修 身	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
英語、商業文書記	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
簿 記	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
保 險	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
税 関 及 倉 庫	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
文 通 引 所	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
取 引 為 替	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
外 國 為 替	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
貨 物 及 銀 行	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
商 業 通 論	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
国 語 漢 文 作 文 書 法	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
商 工 概 算	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一

相手にもなるこの制度は、以来戦時中まで継続された。このほか、第一外国語として英語に週八時間を充てた以外に、第二外国語でさらに英語を週修できるようにした点、また、基礎学科が必修科目に少ないのを考慮して、選択科目にこれを取り入れ

て履修の道をひらいた点などが目立つ。この学科課程は昭和七年度から改正された。

学科目と各学年の毎週教授時数は次表のとおり。

珠 算	講師 山崎与右衛門
修 身	（東京商大）講師 友枝 高彦
商業地理	（東京商大）講師 内田 寛一
商業通論、貨幣論、商工経営	講師 井上 鑑三
銀行論、外国為替、統計学	講師 森田 恆三
ドイツ語	講師 小谷恵一郎
商業英語、税関倉庫	講師 井上 鑑三
支那語	講師 武田 武雄
理化学	講師 田尻 彦幸
商品学、工学	講師 南郷 康博
財政学、工業政策	講師 岡野 鑑記
英語、商業文書記	外国人教師 エービー・ラウンス
柔道教師	伊藤子之吉
剣道教師	吉川伸衛門
会計課	書記 斎藤照之助
庶務課	書記 矢島 照
教務課	書記 武石 弥彦
会計課	書記 堤 替吉
図書課	事務嘱託 湯川 和平
会計課	職員 吉居 徳治
教務課	職員 三田村銀夫
図書課	職員 湯川 真藏
教務課	職員 長田 兵式

○学科課程

本校創立に当たって、既設高商の学科課程を参考とし、次表のとおり学科課程が制定された。当時は一般にそうであったように課目羅列主義をとり、授業時間数は毎週三十五時間とかなり多い時間を課していた。学科目の数はじつに四十二の多数にのぼる。この学科課程のもっとも顕著な特色は、研究指導すなわちゼミナール制を創立当初から採用している点である。十人内外の少数の生徒を、ひとりの教官が毎週一、二時間ずつ専門学科の指導をするともに、親しく生徒に接して教養上の相談

生徒課	職員 吉川伸衛門
図書課	職員 増田弥之助
調査部	職員 山崎 敏
運輸手	職員 植岡金次郎
守 衛	職員 桜井巳之吉
会計課	職員 小川 ゆき
校 医	久賀 六郎
事務分掌	
教務課主任・教授古館市太郎、生徒課主任・生徒監・教授若本啓治、同・教授藤田森雄、庶務課主任・書記矢島照、会計課主任・書記斎藤照之助、図書課主任（在外研究中）・教授下田礼佐、同副主任・教授渡辺輝一、商品課主任・講師南郷康博、調査部長・教授徳増栄太郎。	

○横浜高等商業学校規則

第一章 總 則

第三條 本校ノ學科目、其ノ程度及每週教授時數ハ左ノ如

第二章 学科课程

第二条 本校ノ修業年限ハ三年トス

一 本表中に授業時數ニ括弧ヲ付シタルハ選択科目ニシテ第三学年第一學期ニ於テハ植民政策、統計學及商學關係法ノ中ニ科目四時間ヲ、國第二學期ニ於テハ商工心理學、工業政策及國家私法ノ中ニ科目四時間ヲ選擇セシム

二 第二外國語ハ支那語、露西亞語、英語、仏國語及英語ニ就キ其ノ一ヲ選擇セシム但シ一旦選擇シタルモノハ半邊改題スルコトヲ許サス、又亦隨者ナキトキ又ハ學校ノ都合ニ依リ之ヲ欠クコトアルヘシ

三 以上ノ外國隨意學科目トシテ希望者ニ限リ經濟史、倫理學、心理學、哲學概論、教育學、社會學等ヲ選擇セシム、經濟史ハ第三三年ニ於テ一學年ヲ過シ、倫理學ハ第一學年第二學期、心理學ハ第二三年第一學期、哲學概論ハ第二三年第二學期、教育學ハ第三三年第一學期、社會學ハ第三三年第二學期ニ於テ之ヲ修メ

四 又

合	体	研	世	商	工	理	珠	商	数
计	计	究	界	界	学	化	算	算	学
		指	近	史	史	学		术	
		导	世	史	学				
三五	三				二		一	二	
三三	三				二	二			二
三五	三				二		一	三	
三三	三			二	二	二			三
三三	三	不定						三	
三三	三	不定							
三三	三	不定			二				
(四)三	三	不定							
(四)三	三	不定							

第二外國語					英 語	國 際 私 法	商 事 關 係 法	國 際 公 法	商 法	民 法	法 學 通 論	統 計 學	財 政 學	植 民 政 策	工 業 政 策	商 業 政 策	商 工 心 理 學	經 濟 原 論	商 業 實 踐	商 品 學 及 商 品 實 驗	海 外 經 濟 事 情	商 業 地 理
支 那 語	露 西 亞 語	独 逸 語	仏 蘭 西 語	英 語																		
三	八									三								三				二
三	八									三								三				二
三	八								三	一								三				一
三	八								三	一								三				一
二	八								二							二				三		
二	八								二							二				三		二
二	七	(12)						三			(12)		(12)						一		二	
二	七	(12)					二								(12)		(12)					

第四条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
 学年ヲ分チテ二学期トシ第一学期ハ四月一日ヨリ十月三十一日マテトシ第二学期ハ十一月一日ヨリ翌年三月三十一日マテトス

第五条 休業日左ノ如シ

- 一 祝日、大祭日
- 二 日曜日
- 三 本校記念日

四 春季休業日（四月一日ヨリ四月五日ニ至ル）

五 夏季休業日（七月十一日ヨリ九月五日ニ至ル）

六 冬季休業日（十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル）

第四章 入学、在学、退学及懲戒

第六条 生徒ヲ入学セシムヘキ時期ハ学年ノ始一箇月以内トス

第七条 第一学年ニ入学ヲ許スヘキ者ハ品行方正、志操堅固、身体健全ナル男子ニシテ左ノ各号ノ一ニ該リ第八条ノ試験検定若ハ第九条ノ無試験検定ニ合格シタル者タルヘシ

- 一 中学校卒業者
- 二 専門学校入学者検定期程ニ依ル試験検定合格者
- 三 専門学校入学者検定期程ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ無試験検定ノ指定ヲ受ケタル者

ル場合ニ限り除職ノ上原学年以下ニ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十三条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ保証人一名ヲ以テ指定期日マテニ番書及戸籍抄本ヲ学校長ニ提出スヘシ

前項ノ手続ニ違フ者ニハ入学許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十四条 保証人ハ父兄又ハ後見人タル丁年以上ノ男子ニシテ独立ノ生計ヲ営ミ生徒ノ身分ニ関シ一切ノ責ニ任スヘキ者タルヘシ

学校長ニ於テ保証人ヲ不適当ト認ムルトキハ之ヲ変更セシムルコトアルヘシ

保証人改姓、改名、転籍、転居若ハ改印シタルトキハ直ニ之ヲ届出ツヘシ

第十五条 保証人死亡シ若ハ前条第一項ノ資格ヲ失ヒタルトキ又ハ九十日以上ノ旅行ヲ為サムトスルトキハ他人ヲ以テ之ニ代ヘ更ニ番書ヲ提出スヘシ

第十六条 生徒改姓、改名、転籍、転居若ハ改印シタルトキハ改姓、改名、転籍ニハ戸籍抄本ヲ添ヘ保証人連署ノ番書ヲ提出スヘシ

第十七条 生徒ハ本校所定ノ制帽制服ヲ着用スヘシ

第十八条 生徒疾病ニ罹リ九十日以上休学シ能ハスト思慮スル者ハ医師ノ診断書ヲ添ヘ保証人連署ノ願書ヲ学校長ニ提出シ許可ヲ得テ該学年間休業スルコトヲ得但シ休学

第八条 試験検定ハ中学校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フ但シ商業学校卒業者ニ対シテハ商業学校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フ

試験検定科目ハ生徒募集ノ都度之ヲ告示ス

第九条 第七条第一号第三号ノ学校ヲ卒業シタル者ニシテ在学中各学年ノ成績全数ノ十分ノ一以上ニアル者ハ履歴書、体格ヲ参照シ試験ヲ須キス入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十条 第七条第一号第三号ノ学校ヲ其ノ年三月マテニ卒業スヘキ見込ノ者ハ当該学校ノ卒業者ニ準ス但シ本校入学決定ノ時期ニ於テ仍卒業セサル者ハ出願ノ効力ヲ失フ

第十一条 入学志願者ハ左ノ書類ニ検定料ヲ添ヘ之ヲ学校長ニ提出スヘシ

- 一 入学願書
- 二 履歴書
- 三 身体検査表
- 四 成績証明書
- 五 第七条第二号ノ合格証明書
- 六 写真

検定料ハ金五円トシ納付後ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

第十二条 本校ヲ退学シタル者再入学ヲ願フトキハ欠員ア

中其ノ事由消滅スルトキハ許可ヲ得テ一学科目若ハ数学科目ノ授業ニ出席スルコトヲ得

前項ニ依リ休学ヲ許可セラレタル者ハ次学年ノ始ヨリ原学年ノ課程ヲ履修スヘシ

第十九条 生徒在学中兵役ニ服スルトキハ学校長ノ許可ヲ得テ其ノ間休学スルコトヲ得

前項ニ依リ休学ノ許可ヲ得タル者服役ヲ終リタルトキハ直ニ原学年ニ復帰スヘシ

第二十条 生徒ハ学校長ノ許可ヲ受クルニアラサレハ他ノ学校ニ入り又ハ他ノ学校若ハ官署ニ於ケル各種ノ試験ニ応スルコトヲ得ス

前項ノ許可ヲ受クルニハ其ノ事由ヲ具シ保証人連署ヲ以テ願出ツヘシ

第二十一条 生徒左ノ諸号ノ一ニ該ル者ハ学校長之ヲ除名ス

- 一 品行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
- 二 学力劣等若ハ身体虚弱ニシテ成績ノ見込ナシト認メタル者
- 三 引続キ一年以上欠席シタル者

除ク

- 四 正当ノ事由ナクシテ引続キ一月以上欠席シタル者
- 五 正当ノ事由ナクシテ屢々遅刻欠席シ出席常ナラサ

ル者

六 正当ノ事由ナクシテ授業料意納二週目ニ渉ル者
 第二十二條 生徒不得止事由ニ依リ退學セムトスル者ハ其ノ事由ヲ具シ保証人連署ヲ以テ学校長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ但シ疾病ニ因リ退學セムトスル場合ニハ願書ニ医師ノ診断書ヲ添フルコトヲ要ス

第二十三條 生徒ニシテ校規命令又ハ訓育ノ趣旨ニ背キ其ノ本分ヲ失ヘリト認ムヘキ行為アルトキハ学校長之ニ懲戒ヲ加フ

懲戒ハ分テ謹慎、停學、放校トス

第五章 修業、卒業及試験

第二十四條 各学年ノ課程修了ハ其ノ学年ニ於ケル各学科目ノ學業成績及勤惰ヲ考査シテ之ヲ定ム

前項ノ考査ニ合格セサル者ニハ次学年ノ始ヨリ原学年ノ課程ヲ再修セシム

第二十五條 本校所定ノ全課程ヲ修了シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第六章 特待生

第二十六條 生徒品行方正學業熱心ニシテ一学年中ノ成績優良ナル者ハ学校長之ヲ選ビテ次学年間特待生ト爲スコトアルヘシ

第二十七條 特待生ノ資格ヲ失ヘリト認ムヘキ行為アル者ハ其ノ特待生タルコトヲ廢ム

生徒ニアリテハ金五円ノ割ヲ以テ学期ノ余月ニ對スル授業料ヲ指定期日マテニ一時納付セシム

第八章 研究生

第三十四條 本校卒業生ニシテ既修ノ学科目ニ就キ更ニ研究セムトスル者ニハ願出ニ依リ二年以内研究生トシテ在學ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十五條 研究生ニハ特別ノ規定アル場合ヲ除ク外總テ本校諸規程ヲ準用ス

附 則

本則ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム
 本則ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

細 則

一 生徒心得

第一條 生徒ハ校規訓ヲ遵守シ左記綱領ヲ遵守スヘシ

一 徳操ヲ磨キ學業ヲ勵ムヘシ

二 心身ヲ鍊リ質実剛健ナルヘシ

三 礼節ヲ尚ヒ信實ヲ敦ウスヘシ

第二條 校内ニ於テハ授業中ハ勿論放課後ト雖静寂ヲ旨トシ粗野ノ行為アルヘカラス

第三條 始業時刻ニハ遲滞ナク教場ニ入り所定ノ位置ニ着クヘシ
 担任教官到レハ一斉ニ立礼スヘシ授業終リタル時亦同

第七章 授業料

第二十八條 授業料ハ一学年金六拾五円トシ三期ニ分チ各指定ノ日ニ納付セシム但シ大正十三年度ニ入學シタル生徒ニアリテハ一学年金五拾円トス

大正十三年度
入學生

第一期納額 金貳拾五円 金拾八円 四月始業日ヨリ七日以内

第二期納額 金貳拾円 金拾八円 九月始業日ヨリ七日以内

第三期納額 金貳拾円 金拾四円 一月始業日ヨリ七日以内

実業学校教員養成規程ニ依リ授業料免除又ハ學費補助ヲ出願シタル生徒ニ對シテハ免除又ハ補助決定ニ至ルマテ授業料ノ徴収ヲ猶予シ免除又ハ補助給ヲ受クルニ至リタル者ニ對シテハ之ヲ徴収セス

第二十九條 特待生ヨリハ授業料ヲ徴収セス

第三十條 期間内ニ於テ授業料ヲ納付セサル者ハ未納中之カ出席ヲ停止スルコトアルヘシ

第三十一條 既納ノ授業料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

第三十二條 休學ノ許可ヲ得タル者ハ其ノ当日以後ノ授業料納付期ヨリ休學期間授業料ヲ徴収セス

第三十三條 休學中ノ生徒ニシテ学期ノ半途ヨリ出席スル者又ハ特待生ニシテ第二十七條ノ処分ヲ受ケタル者ハ其ノ月ヨリ一月金六円五拾錢(大正十三年度ニ入學シタル

シ

若シ遲参シタルトキハ担任教官ノ指揮ヲ受クヘシ

第四條 校内ニアリテハ所定ノ場所以外ニ於テ喫煙飲食吐瀉スヘカラス

第五條 帽子外装其ノ他所持品ニハ各氏名ヲ記入シ所定ノ場所ニ設置スヘシ

第六條 學校ノ建物及器具機材等ノ取扱ハ鄭重ヲ旨トスヘシ

若シ破毀汚損又ハ亡失シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ届出テ指図ヲ俟ツヘシ

第七條 授業時間外ニ教室ニ出入シ又ハ學校ノ營造物ヲ使用スルニハ教務課ノ許可ヲ受クヘシ

第八條 校ノ内外ヲ間ハス金品ヲ募集シ印刷物ヲ配付シ若ハ会合ヲ催シ又ハ他人ノ關係ニ係ル団体ニ参加セムトスルトキハ生徒監ノ許可ヲ受クヘシ

第九條 掲示ヲ爲サムトスルトキハ生徒監ノ許可ヲ受ケ所定ノ場所ニ掲示スヘシ

第十條 欠席シタルトキハ其ノ翌日ヨリ三日以内ニ理由ヲ詳記セル欠席届ニ組担任教官ノ認印ヲ受ケタル上生徒課ニ提出スヘシ

一週間以上ニ亘リテ欠席セムトスルトキハ予メ日數ヲ定メ病氣ノ場合ニハ医師ノ診断書ヲ添ヘ其他ノ理由ニ依ルトキハ保証人連署ノ上生徒課ニ届出ツヘシ

第1章のための資料

第十一条 宿所ハ入學ノ際並ニ其ノ変更ノ都度遅滞ナク生徒ニ届出ツヘシ
 第十二条 家族同居人又ハ居所附近ニ於テ劇性伝染病ニ罹リタル者アルトキハ速ニ生徒ニ届出テ指揮ヲ俟ツヘシ
 第十三条 告示ハ揭示シタル日ヨリ一般ニ了知シタルモノト認ムルニヨリ當ニ注意スヘシ

二 成績考査

第一条 成績ヲ分チテ学期成績、学年成績及卒業成績ノ三トス学期成績ハ学期試験評点及平常ノ業績ヲ参酌シテ之ヲ定ム
 学年成績ハ学期成績評点ノ和ヲ二除シテ之ヲ定ム
 但シ一ノ学期ヲ以テ修了スル学科目ニアリテハ学期成績ヲ以テ学年成績トス
 卒業成績ハ各学年成績評点ノ総和ヲ以テス
 第二条 成績ハ評点ヲ以テ之ヲ表シ各学科目各百ヲ以テ満点トス
 第三条 学期試験ハ毎学期ノ終リニ於テ期日ヲ定メ之ヲ行フ
 但シ特別ノ事情アルトキハ適宜ノ時期ニ之ヲ行フコトヲ得
 第四条 平常ノ業績ニヨリ評点ヲ定メ得ヘキ学科目ニ就テハ担任教官ハ学校長ノ承認ヲ經テ学期試験ヲ省略スルコトアルヘシ

再試験ハ毎年四月之ヲ行フ
 再試験ヲ行ヒタル学科目成績ハ当初ノ学年成績評点ト再試験得点トノ和ヲ二除シテ成績評点トス
 第十一条 学年成績ハ評語ヲ以テ總学科目ノ平均点ヲ揭示ス
 但シ原学年ニ止ムルモノ及再試験ヲ許可シタルモノニハ其ノ旨通知ス
 成績評語ハ八十点以上ヲ甲、六十点以上八十点未満ヲ乙、五十点以上六十点未満ヲ丙、五十点未満ヲ丁トス
 第十二条 成績評点ハ之ヲ公表セス

三 生徒服装規程

第一条 生徒登校ノ際ハ制服制帽ヲ着用スヘシ
 第二条 生徒ノ制服及制帽ハ別表ノ通りトス
 第三条 登校ノ際不得止事故ニ依リ制服ヲ着用スルコト能ハサルトキハ許可ヲ得テ和服ヲ代用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ制帽及袴ヲ着用スヘシ
 校舍内ニ於テ下駄ヲ穿チ若ハ教室内ニ於テ帽子外垂ヲ著スルコトヲ得ス
 第四条 外出ノ際ハ和服ヲ着用スルコトヲ得ルモ制帽及袴ハ必ス着用スヘシ
 第五条 五月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル期間ニ於テハ夏服ヲ着用シ其ノ他ノ期間ニ於テハ冬服ヲ着用スヘシ但シ

第五条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事由ニヨリ試験ヲ受クルコト能ハサル者ニ對シテハ教官会ノ決議ヲ經テ追試験ヲ行フコトアルヘシ
 追試験ヲ受ケムトスル者ハ試験終了後直ニ欠席事由ヲ具シテ願出ツヘシ
 疾病ニ因ル欠席ハ医師ノ診断書ヲ添フヘシ
 追試験ハ次学期授業開始後二週間以内ニ之ヲ行フ

第六条 追試験ノ成績ハ其ノ得点ノ八割ヲ以テ之カ評点トス
 但シ兵役其ノ他本人ノ都合ニ基カサル事由ニ依リ試験ヲ受クルコトヲ得サリシモノノ成績ハ減点セス

第七条 授業時數ノ三分ノ一以上欠席シタルモノハ教官会ノ決議ヲ經ルニアラサレハ該学科目ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス
 第八条 止ムヲ得サル事由ニヨリ一ノ学期試験ニ欠席シタル為学期成績ヲ欠ク学科目ニツイテハ他ノ学期成績ノ六割ヲ以テ認定成績ヲ付与ス

第九条 各学科目ノ学年成績評点五十点以上諸学科目平均点六十点以上ヲ以テ当該学年ノ課程ヲ終了シタルモノトス
 第十条 各学科目ノ学年成績評点五十点未満ノモノ三科目以内ニシテ諸学科目總平均六十点以上ヲ得タルモノニ對シテハ教官会ノ決議ヲ經テ其ノ学科目ニツキ再試験ヲ行フ

此ノ期間ハ之ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第六条 夏服着用ノ期間ニ於テハ体操ノ授業ヲ受クル場合ヲ除キ代用スルコトヲ得

(別表)

靴	夏服	冬服	略帽	制服帽
制式 地質	制式 地質	制式 地質	制式 地質	制式 地質
短靴(絹上及深履襪ヲ含ム) 黒革又ハ黒ゴム	冬服ニ同シ 黒、紺サージ若ハ小倉 冬服ニ同シ	如圖 黒羅紗、ヘル若ハ小倉 真鍮製金色、径凡七分、袖釦 徑凡五分	如圖 白交袴 制帽ニ同シ 黒色	如圖 海軍型 黒羅紗 如圖 真鍮製金色 黒色 綾地

第1章のための資料

○夜学部への付設

本校の門戸を広く開放して、昼間実務に従事するものために、専門学校程度の商業上必要な学術の講習を行なうため、大正十五年四月二十八日付をもって夜学部の付設が文部省から認可され、直ちに講習生の募集を行ない、五月十日第一回の講習を開始した。夜学部の規則左記のとおり。

横浜高等商業学校夜学部規則

第一章 目的

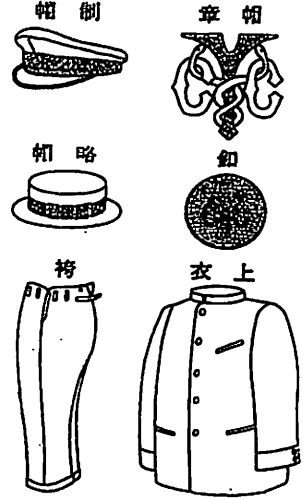
第一条 本校学部ハ主トシテ実務ニ従事スル者ノ為ニ商業上必要ナル学術ノ講習ヲ行フ

第二章 講習期間及学科目

第二条 講習ハ毎年左ノ三期ニ之ヲ行フ

春期講習 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ五週間

秋期講習 九月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ五週間



完了スルモノトス

但シ都合ニ依リ之ヲ増減スルコトアルヘシ

第三章 講習生

第六条 講習生ハ每期之ヲ募集ス

第七条 講習生ハ中等学校卒業者又ハ本校ニ於テ適当ト認メタル者ニ限ル

第八条 講習志願者ハ講習願書及履歴書ヲ提出スヘシ

講習ヲ継続セントスル者ハ講習継続願書ヲ提出スルコトヲ要ス

第九条 入学ハ願書受付ノ順ニヨリ之ヲ許可ス

但シ講習継続者ハ右ノ順位ニ依ラスシテ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十条 講習生ハ一学科目又ハ数学科目ノ講習ヲ受クルコトヲ得

第十一条 不都合ノ行為アリタル講習生ハ之ヲ除名ス

第四章 講習証明及学力検定

第十二条 講習補助者ニハ講習証書ヲ授与ス

第十三条 講習証書ヲ有スル者ハ其講習学科目ニ付本校指定ノ期日ニ学力検定試験ヲ受クルコトヲ得

第十四条 学力検定試験ニ合格シタル者ニハ検定合格証書ヲ授与ス

第十五条 十五学科目以上ノ検定合格証書ヲ有スル者ニハ夜学部講習卒業証書ヲ授与ス

冬期講習 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ五週間

第三条 每期ノ講習ハ左ノ学科目中三科ニ付之ヲ行フ

商業通論	商業英語	商業地理	商工心理	貿易論	海外経済事情	金庫	取引所	海運	火災保険	生命保険	商業簿記	銀行簿記	工業簿記	英文簿記	會計学	商業数学	貿易実務(英語)	英文商業通信	経済原論	貨幣論	財政学	商工経営論	統計学	経済統計	商業政策	工業政策	社会政策	経済史	法学通論	民法	商法	商事特別法	国際法	右ノ外随時課外講演ヲ行フコトアルヘシ
------	------	------	------	-----	--------	----	-----	----	------	------	------	------	------	------	-----	------	----------	--------	------	-----	-----	-------	-----	------	------	------	------	-----	------	----	----	-------	-----	--------------------

第四条 前条ノ学科目ハ時宜ニヨリ之ヲ分合スルコトアルヘシ

但シ六期ヲ通シテ十五学科目ヲ下ラサルモノトス

第五条 各学科目ノ講習ハ十回(二十時間)ノ授業ヲ以テ

第五章 講習料

第十六条 入学ヲ許可セラレタル者ハ直チニ講習料ヲ納付スヘシ

一旦収納シタル講習料ハ之ヲ返還セス

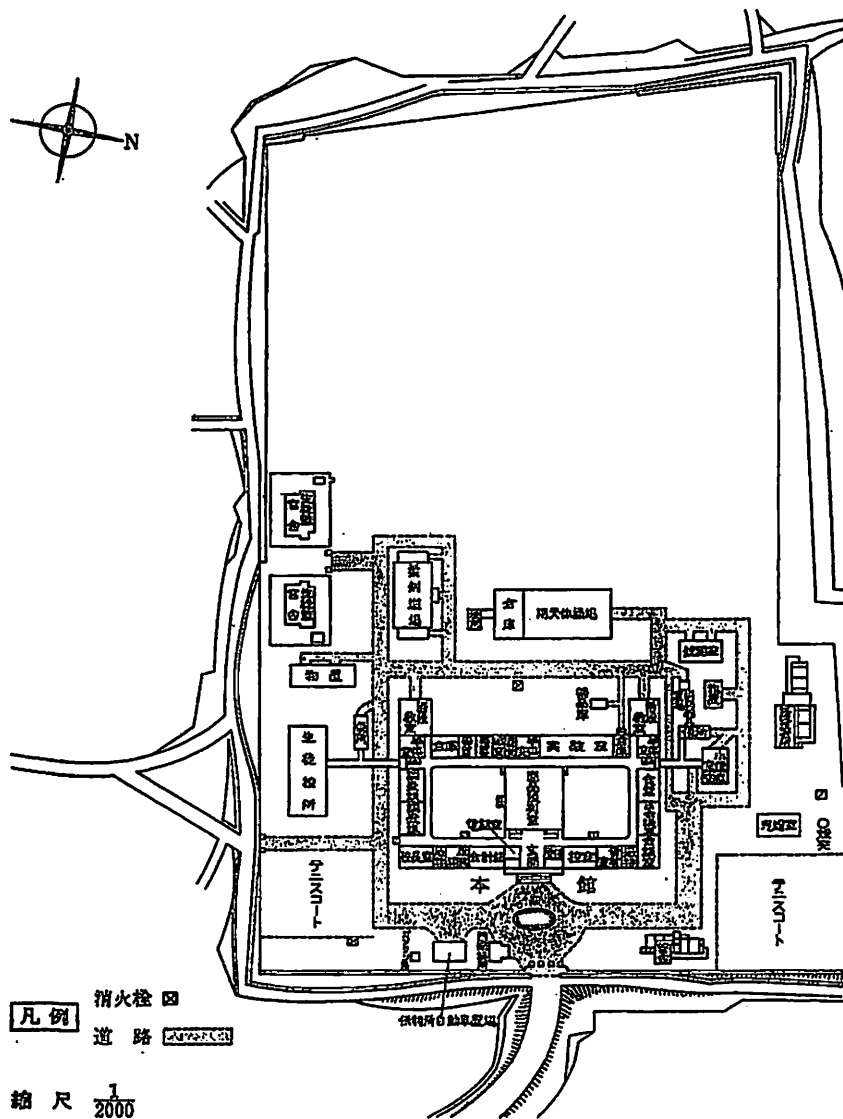
一学科目一期ニ付 金参円

二学科目一期ニ付 金四円

三学科目一期ニ付 金五円

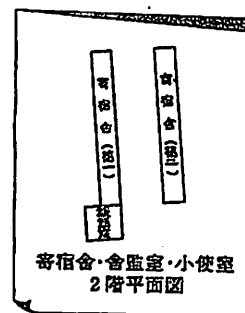
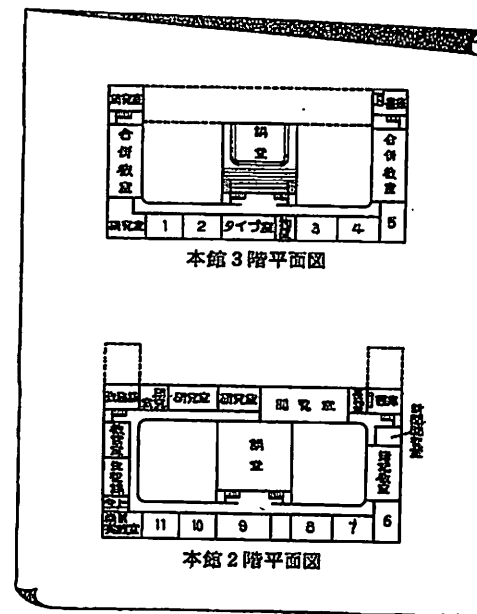
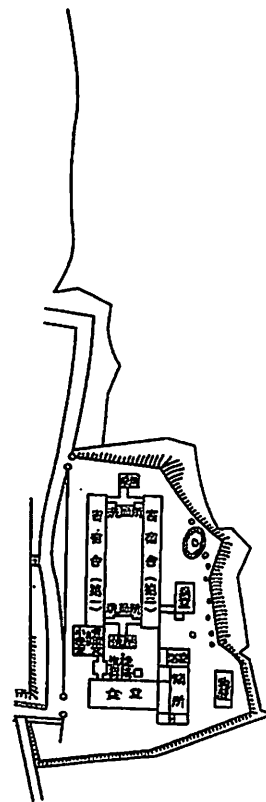
第十七条 講習料ヲ納付シタル者ニハ講習券ヲ交付ス

講習券ハ講習時間毎ニ之ヲ携帯スヘシ



▽ 横浜高等商業学校平面図
(昭和2年10月現在)

敷地 { 本館……14,138坪
寄宿舍……1,079.231坪



○生徒数、入学志願者・入学者の累年比較

生徒数

(大正十五年九月十五日現在)

出身別	第一学年	第二学年	第三学年	計
中学出身	一〇一	八九	七四	二六四
商業出身	五九	五〇	四八	一五七
計	一六〇	一三九	一二三	四二一

入学志願者・入学者累年比較表

年次	入 学 志 願 者		入 学 者	
	中 学	商 業	中 学	商 業
大正十三年度	七三八	二九〇	八四	五〇
大正十四年度	七四九	三九四	一〇二	五三
大正十五年度	六二一	三三六	九四	五七
昭和二年度	七二三	二九七	一〇七	七〇
計	二九七	一、〇二〇	二七	一七七